

19 世紀の大学と法学者 (2)

(付・20 世紀の変遷)

小 野 秀 誠*

- I はじめに
- II サヴィニーとその関係者 (Savigny, Puchta, Thibaut)
- III 法学者の系譜——19 世紀の初頭 (Hugo, Weiß, Gans, Goschen ほか)
- IV ベルリン大学の変遷と法学者 (19 世紀の後半から, Eck, Titze, Heymann, Hedemann, Siebert) 以上、13 卷 1 号 (2 まで)
- V 諸大学のロマニステン (ゲッチンゲン、ライプチヒなど) 以上、本号
- VI むすび、20 世紀のボン大学の変遷

3 人的構成と学問領域の変遷

(1) 比較的遅くに設立されたベルリン大学では、19 世紀の後半に至っても、法学部の正教授の数は、必ずしも多くはない。1880 年に 11 人、1890 年に 10 人、1900 年に 13 人、1910 年に 8 人～10 人であった¹⁾。

ただし、その採用の方針はかなり他大学とは異なり、ガンスを初めとしてユダヤ系学者をも大胆に招聘した。こうした招聘には、大貴族であるユダヤ系政治家とプロイセン王権との当初の結合、文部官僚アルテンシュタインの意向、大学行政への介入、ビスマルクによる一本釣りなど種々の理由があったが、人材を豊富にし、結果的には、ユダヤ系学者をドイツ統一の一勢力として組み込むことに成功したのである。

『一橋法学』(一橋大学大学院法学研究科) 第 13 卷第 2 号 2014 年 7 月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科教授

1) Schröder, Die Geschichte der Juristischen Fakultät zwischen 1810 und 1945, Festschrift 200 Jahre Juristische Fakultät der Humboldt-Universität zu Berlin, Geschichte, Gegenwart und Zukunft, hrsg. v. Grundmann, Kloepfer, Paulus, Schröder, Werle, 2010, S.49. (以下、①とする)。

必ずしも網羅的ではないが、主要な学者として、ローマ法では、Bruns（在任期間1860-1880）、Pernice（同1880-1901）、ドイツ法では、Beseler（同1858-1888）、Brunner（同1871-1915）、Gierke（同1886-1921）がいる。私法、ローマ法、プロイセン法では、Dernburg（同1871-1907）、民法では、Schollmeyer（1848-1914、在任期間1899-1905、GND 116901659）、Kipp（在任期間1900-1930）がいる。公法では、Gneist（同1857-1895）、教会法では、Hinschius（同1871-1898）、法学の新領域では、Kohler（同1887-1919）、刑法では、Liszt（同1898-1919）などが著名である²⁾。後述のように、学生数も必ずしも多くはない³⁾。

比較的教授の人数が増加したのは、1920年代からである。もっとも、民法の講義といっても、狭く民法専門の学者のみによって行われたのではなく、Partschのようなローマ法学者、コーラーやカスケルのような特別法領域の者、グナイストのような公法学者によっても行われていた。欧米の学者の専門領域の広いことによるだけでなく、ローマ法・普通法と実定民法の分化がまだ未熟な段階であったことによる。たとえば、1922/23冬学期の教授のうち、民法の担当者は、Wolff, Nussbaum, Heymann, Kaskel, Partschであった。1930年代には、人員はいっそう増加したが、ナチスの政権獲得後には、その内容は、短期間に大幅に変化した。ユダヤ系教授が追放されたからである⁴⁾。

1900年から、おおむね10年ごとに、民法の担当者の変遷をみると、次頁のようになる⁵⁾。このうち、狭義の民法の教授は、Kipp, Heymann, Wolff, Rabel, Titzeである。1930年代後半からは、Siebertのようなキール学派全盛となった。

2) Ib., ① S.54.

3) Ib., ① S.85, S.98.

4) Ib., ① S.73.

5) Ib., ① S.91.

Isele, Zur Erinnerung an Heinrich Titze, AcP 172 (1972), S.392では、ほかに、Lewald, Partsch, Schulz, Seckel, Ulrich Stutzがあげられている。彼らは、同時に法史家であるとし、これに対し、WolffとTitzeのみ、純粹の理論家(Dogmatiker)であるとする。

	1900	1910	1920	1930	1933	1936	1945年
正教授の数	12	8~10	13	12	14	12	12人
Kipp						
	Dernburg		Heymann.....Heymann				
	Gierke.....		Wolff		Wolff		
	Kohler.....		Rabel		Rabel		
			Titze		Titze		Titze
			Partsch		Schulz		
					Eckhardt		Eckhardt
					Hedemann		Hedemann (36年から)
							Siebert (38年から)

(2) 学問領域の変化と民法の分化

19世紀は、複雑化の時代であり、法律の分野においても、多くの特別法領域が形成された。古いローマ法・普通法の伝統では、ローマ法は基本的に私法の体系であり、公法はそれに付加されたものにすぎない。また、中世の家産国家思想の下では、公法もまた私法概念によって理解されていたから、その学問的なモデルも、私法の体系であった (corpus juris civilis)。これに匹敵するものには、むしろカノン法の体系があったにすぎない (corpus juris canonici)。中世の「両法」は、ローマ法とカノン法である。そして、後者も、多くの私法規定を含んでいたのである⁶⁾。

しかし、大学の大規模化は、複雑化に伴う新領域の開拓と独自の発展を可能とした。たとえば、商法や労働法の分化である。従来商人裁判所でのみ適用された分野が普遍化し、また労働者の発生に伴う分野も専門化したのである。L. ゴールトシュミットが、1875年には、新たに創設されたベルリン大学の商法講座に招聘され、この講座が、ドイツで最初の商法の講座であったことは広く知られている。また、さらに、19世紀は自然科学の時代であり、その発展に伴う多くの

6) 拙著・利息制限法と公序良俗(1999年)【利息】11頁。

領域も形成された。著作権や無体財産権である⁷⁾。鉱業法や農業法の専門化も生じた。そして、国民国家の形成に伴う公法領域の形成は、国法や行政法、租税法の発展をもたらした。19世紀の末には社会法なども分離した。行政や司法の複雑化は、手続法の領域をも豊富にしたのである。

学問領域の複雑化と細分化がこうした新領域を形成しており、この傾向は、20世紀を通じて継続し、大学の授業科目も多様化した。これに対し、国家試験は、なお19世紀的な六法を中心とした編成となっており、そのことから、ドイツの2002年の改革法は、国家試験の30%までの成績を大学の認定によるものとして、履修と試験の乖離を防止しようとしたのである⁸⁾。

こうした傾向は、20世紀に入ると、大学の大衆化の結果、いっそう進展することになる。次頁のグラフは、ベルリン大学における領域ごとの学位論文の割合である。民法典の発効した1900年から第一次世界大戦までの時期と、その後の時期との比較では、広義の民法領域の拡大、その中での細分化が顕著である⁹⁾。こうした変化をうけて、著名な学者でも、労働法の Lotmar (ベルン)、商法の L.Goldschmidt、民訴法の Rosenberg、比較法の Rabel などが登場したのである。

もっと古くの大学創設期の1810年—1820年には、ローマ法が6で、古ドイツ法1の合計7だけであった。また、1821年から1827年には、ローマ法が5で、古ドイツ法1、教会法1であり、初めて商法1が登場した¹⁰⁾。

(3) ドイツの博士論文 (Dissertation) は、今日では、比較的取得が容易であり、大学の固有の卒業資格がないことから、一面では、大学の卒業資格の代用となっている面がある。わがくにの伝統的な論文博士とは異なる。もっとも、日本でも、近時は課程博士の取得はかなり容易になったが、Dissertation の大部分の

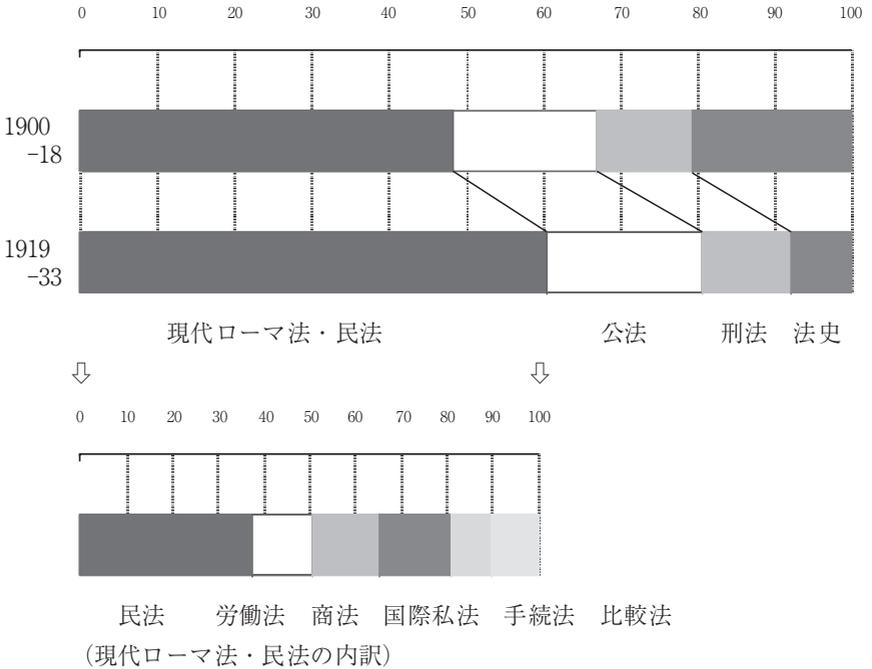
7) L. Goldschmidtについては、一橋法学11巻3号31頁、Kohlerについては、拙稿「郵政民営化と民法」民事法の現代的課題 (松本先生還暦記念・2012年) 541頁、553頁参照。

8) 改正法について、拙稿「法曹養成の現代化—2002年改正法」国際商事法務30巻9号1220頁。

9) Schröder, Klopsch, Kliebert (hrsg.), Die Berliner Juristische Fakultät und ihre Wissenschaftsgeschichte von 1810 bis 2010, Dissertationen, Habilitationen und Lehre, 2010, S.71, S.89, S.95. (以下、②とする)。

10) Ib., ① S.55.

領域ごとの学位論文の割合



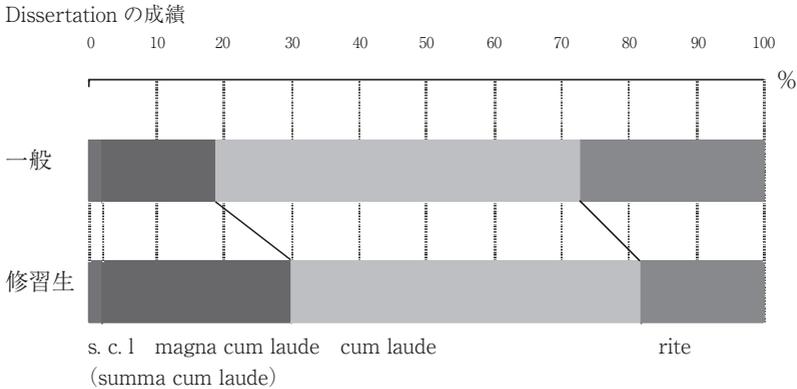
ものは、内容的にはそれ以下であろう。ときには、わがくにの学部の卒論なみのものもみうけられる。取得にも、1~2年が通常であり、5年もかけるものとはなっていない。国家第1次試験に合格したあとですぐに取得する例も多い。

次頁のグラフは、19世紀のベルリン大学におけるこの学位論文の成績割合である。博士論文の成績では、一般の学生と修習生を比較すると、後者の方が若干上位の成績の割合が高い。ただし、それほど有為な差ともいえず、むしろ決定的な差異はないというべきであろう¹¹⁾。

4 学生数の変遷

(1) 学生数の増大については、本稿では立ち入らない(7頁のグラフは、19世

11) Ib., ②S.114. ただし、潮木教授は、19世紀の法学の博士が乱発されていたことを強調されている(潮木守一・ドイツの大学(1992年)200頁)。



紀のベルリン大学の学生数の変化である)。また、1900年以降の増大、さらに戦後はいっそうの増大がみられるが、これについては、別稿に委ねる¹²⁾。

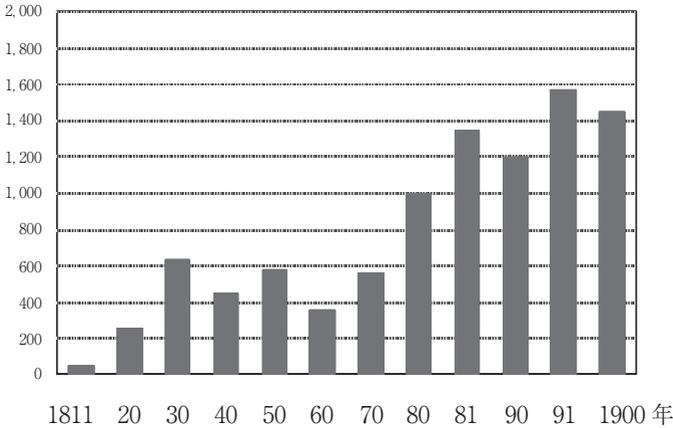
一般的な学生数の変遷については、以下の数字がある。①18世紀の末には、人口が2000万人規模の当時、7000人の学生がいたにすぎない（そのうち法学部の学生は2000～3000人）が、②1850年には、3530万人の人口に対し、1万2220人の学生がいた（法学部の学生は4391人）。ついで、③1890年には、4920万人の人口に対し、学生は2万8883人（法学部の学生は6687人）。さらに、④1930年には、6510万人の人口に対し、学生は9万9577人（法学部の学生は2万2060人）であった。そして、⑤1963～64年の冬学期には、西ドイツに1万9000人の法学部の学生がいた。

これを、人口に対する法学の学生の割合で計算すると、①1万人に1人、②8000人に1人、③7357人に1人、④2951人に1人、⑤もほぼ同数、となる。

また、戦後の1952年の入学者数2829人を（卒業までほぼ5年間かかるとして学生の総数を推定するために）5倍しても、1万4145人にすぎないから、1930年の法学部の学生数2万2060人に比して増加しているとはいえない（減少分は、おもに東ドイツ地の大学の統計がはずれたためである。ほぼ人口比で25%を附加しても、1万7681人にすぎない）。すなわち、20世紀にはいったあとでも、

12) 【大学】43頁以下参照。

学生数の変遷



例年、冬学期は学生数が増加する

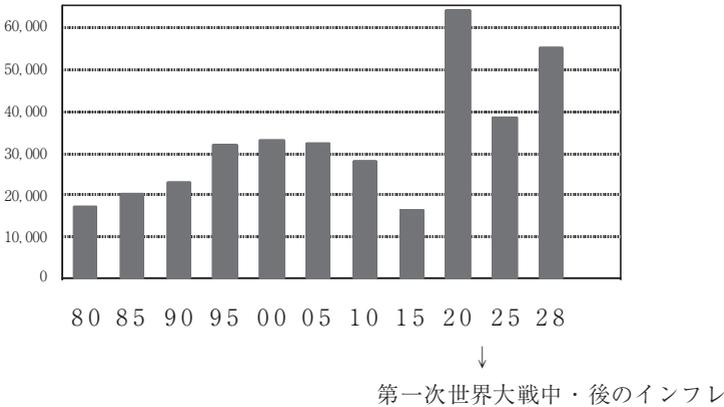
1960年代初めまでは、あまり変化していないのである¹³⁾。もともと、その後は、爆発的な増加がある。

(2) また、上の表では必ずしも明確ではないが(スペースの都合上、1880年と1890年のみに限定したことによる)、夏学期と冬学期の学生数には、かなりの相違がみられる。ほぼ一貫して、夏学期の方が冬学期よりも、登録数がかなり少ない。その理由は必ずしも明確ではないが、冬の方が勉学に向いていたということであろう。

あるいは、冬学期に入学した学生が脱落して(科目適合性など)、夏学期は減少するとも考えられる。少なくとも現在では、季節によるこれほど顕著な差異や傾向はみられないが、連邦統計庁の統計でも、勉学開始者の統計は、各年の冬学期の数によっている¹⁴⁾。

13) Vgl. Köbler, Zur Geschichte der juristischen Ausbildung in Deutschland, JZ 1971, S.769.

図書館の支出



5 文献に対する支出

当時の大学やその図書館に関する支出については、明確な数字がえられないので、ライヒ大審院の図書館支出の額をもって代用しよう¹⁵⁾。予算規模や図書の種類にはかなりの相違があると思われるので、概括的な傾向や時代的な変化をみることができるだけである。とくに、理数系の学部では、まったく異なるはずであるが、法律関係に限定すれば、おおまかな傾向のみは読み取れるであろう。

14) Statistisches Jahrbuch für BRD, 2012 (3.6.1) Hochschulen, Studierende und Studienänger/-innen im Wintersemester 2011/2012. S.90. ちなみに、2011年から12年の冬学期の学生数は、237万7034人、そのうち Studienanfänger は、44万3462人であった。

あるいは、19世紀後半、大学がレジャーランド化した結果でもあろう。19世紀の前半には、学生はしばしば政治的・急進的であり、市民とともに、革命の一勢力であったが(たとえば、1815年以降のブルシェンシャフト運動や、ウィーン体制崩壊の1848年革命)、後半には、市民的要求を求める運動はなくなり、厳しい教育のギムナジウムと就職の間の享楽の時間と化したからである。潮木・前掲書(注11)参照)177頁。つまり、冬学期と夏学期の違いというよりも、そもそも冬学期でも、登録の時期をすぎれば、登校しなかったのである。

15) Lobe: 50 Jahre Reichsgericht.1929, S.52. 図書館の収集していた雑誌では、ドイツのものが372、外国のものが273、法令や官報が、76と55、団体の議事録や報告書が、29と7であった。比較的外国のものが多いが、外国といっても、同じドイツ語圏のオーストリアやスイスのものが含まれるから、過大評価はできない。真正の外国雑誌の収集は、日本の図書館のそれに匹敵するものではない。

出版の点数が少ない時代とはいえ、支出額は、RG院長の年俸とあまり変わらない。Ib., S.53.

1900年までは、ほぼ増額し、その後第一次世界大戦まで減少したのは、出版物が、1900年後も一貫して増加傾向にあったことにはそぐわない。1900年後に司法上の矛盾が増加したことは、BGBだけに限っても、積極的契約侵害論の展開(vgl. Staub, Die positiven Vertragsverletzungen und ihre Rechtsfolgen, 1902)などから明らかであるから、上述した給与額の停滞とともに、全体的な司法予算の停滞を反映するものと考えざるを得ない。司法よりも政治、たとえば、ビスマルクの失脚(1890年)やウィルヘルム二世(位1888-1918)の軍拡や世界政策による相対的な司法の地位の低下の反映とみるべきであろう。1915年は、第一次世界大戦による減少である。逆に、1920年には大幅な増加がみられるが、これは、第一次世界大戦後のマルクの価値の変動に起因するものである。レンテンマルクが回収されたのは、1924年8月であるから、1900年ごろからの延長としてみるには、1925年の数字が、もっとも相当であろう¹⁶⁾。1925年は、レンテンマルク(1923年11月)後の新マルクである(1924年8月から)。1923年のハイパー・インフレはグラフに出ていない。

V 諸大学のロマニステン(ゲッチンゲン、ライプツヒなど)

1 序(19世紀前半の法学者)

(1) Vは、おもに19世紀前半の法学者の検討である(南ドイツを除く)。パンデクテン法学でも、19世紀後半に活躍した学者については、その詳細がかなり知られている。たとえば、ドイツ民法典に大きな影響を与えたヴィントシャイトや、「権利のための闘争」で著名なイエーリングなどである。

これに反し、19世紀前半に活躍した者は、サヴィニー(とその関係者)を除くと、必ずしも知られていない。大方の興味は、サヴィニーにのみ集中しているともいえる。パンデクテンといわれる著作は多数あるが、初期のものがドイツ民

16) レンテンマルク(Rentenmark)が発行されたのは、1923年11月であった。旧1兆マルクを1レンテンマルクとした。これによりハイパー・インフレが収束し、1924年8月には、ライヒスマルクが発行され、レンテンマルクは回収された。行為基礎論の発展との関連につき、「法学上の発見と民法(2)」本誌11巻1号30頁参照。

法典に直接影響を与えることはまれであり、また、プフタのように概念法学といわれたり、歴史法学のいわば亜流と考えられているからである。たしかに、法思想の上では、サヴィニーを除き、巨人といえる者はいない。しかし、19世紀の後半に、純粹のローマ法研究である法史が、解釈学と分かれるには、長い伏流が必要であった。実定法サイドから、19世紀前半の業績に遡るときには、この時代の人物にもっと立ち入る必要がある。

サヴィニーの歴史法学のテーゼには、一見したところ、かなり矛盾がある。純粹のローマ法の研究は、「民族精神」とも、現代ローマ法の研究、つまり民法の解釈学とも異なるからである。これをどう理解するかについて、19世紀の前半には、かなりの動揺があった。法学者の中でも、ユダヤ系法学者は、サヴィニーの精神的なテーゼよりも解釈学を重視したが、その他の者には、解釈学に法史の見地を持ち込んだ者もいた（たとえば、Wächterの危険負担論である）。実務家も、解釈学的傾向を貫いたことから、一部にはかなり不要な論争も生じた。こうした論争や、学説の意義を検討する上でも、法学者の個々の立場や系譜を理解する必要がある。学派よりも小さな影響や系譜はかなり錯綜した関係であるが、本稿は、その出発点をなすものである。

また、民法全体の理論として完成するのは、19世紀の後半まで遅れるが、19世紀中葉以降に、重要なドグマの進展をもたらしたモノグラフィーが、いくつかある。これらは、BGBの制定過程において、重要な役割を果たしたものと位置づけられる。本稿は、その一部に言及することをも目的としている。たとえば、モムゼンの不能論であるが（F. Mommsen, *Unmöglichkeit der Leistung*, 1853）、これについては、すでにふれたことがある¹⁷⁾。ほかにも、Schwanert, *Die Naturalobligationen des römischen Rechts*, 1861; Ribbentropp, *Zur Lehre von den Correal-Obligationen*, 1831; Francke, *Das Recht der Notherben und Pflichttheilsberechtigten*, 1831; Albrecht Erxleben, *Über die conditiones sine causa*, 1850/53; Girtanner, *Die Bürgschaft nach gemeinem Zivilrecht*, 1851; Rudolf Elvers, *Die römische Servitutenlehre*, 1856; E. Ruhstrat, *Über negotiorum ges-*

17) モムゼンについては、別稿で扱った（一橋法学10巻1号参照）。

tio, 1858; Hartmann, Ueber den rechtlichen Begriff des Geldes und den Inhalt von Geldschulden, 1868 などである。なお、モムゼンとその不能論については、別にふれる機会があったので、本稿ではふれない。

また、法学者は多数にのぼるので、オーストリアやバイエルン関係の者は、本稿では扱わず、別稿でまとめて扱う。もっとも、移転先が多い者もいることから、必ずしも明確な分離はできない。

(2) V で言及されるのは、以下の者である。

Albrecht (1800. 3. 4-1876. 5. 22) は、ゲッチンゲンを追われて、ライプチヒ大学教授。

Baron (1834-1898) は、グライフスヴァルト大学教授。

Brinz (1820. 2. 25-1887. 9. 13) は、ミュンヘン大学教授。おもにオーストリアに関する別稿で扱う。

Bechmann (1834. 8. 16-1907. 7. 1) も、ミュンヘン大学教授、Brinz の後継である。

Bekker (1827. 8. 16-1916. 6. 29) は、ハイデルベルク大学教授で、Thibaut の後継である。

Fitting (1831. 8. 27-1918. 12. 3) は、ハレ大学教授。

Franke (1803. 7. 26-1873. 4. 12) は、ゲッチンゲン大学教授。

Girtanner (1823-1861. 7. 28) は、イエナ、キール大学教授。

Hölder (1847. 11. 27-1911. 4. 14) は、ライプチヒ大学教授で、Windscheid の後継である。

Hartmann, 1835. 3. 31-1894. 11. 16) は、ゲッチンゲン、チュービンゲン大学教授で、金銭論で著名である。

Karlowa (1836. 2. 11-1904. 1. 8) は、ハイデルベルク大学教授。

Madai (1809. 5. 29-1850. 6. 4) は、エストニアの Dorpat 大学教授、遅滞論で著名である。

Mandry (1832. 1. 31-1902. 5. 30) は、チュービンゲン大学教授。BGB 制定に係わる。別稿で扱った。

Mohl (1799. 8. 17-1875. 11. 5) は、チュービンゲン大学教授。

Mühlenbruch (1785. 10. 3-1843. 7. 17) は、グライフスヴァルト大学教授。

Oertmann (1865. 7. 3-1938. 5. 22) は、別稿で扱った。

Regelsberger (1831. 9. 10-1911. 2. 28) は、ゲッチンゲン大学教授で、Brinz の弟子。

Ribbentrop (1798. 5. 2-1874. 4. 13) は、ゲッチンゲン大学教授。

Scheurl (1811. 1. 7-1893. 1. 24) は、エルランゲン大学教授。Glück (1755), Puchta (1798) などの後任にあたる。

Schwanert (1823. 10. 22-1886. 8. 18) は、プレスラウ大学教授。

① Seuffert, Johann Adam (1794-1857) は、ヴェルツブルク大学教授。

② Seuffert, Lothar Georg Thomas von (1843-1920) は、ギーセン大学教授で、契約法の発展の研究で著名である。

Strohal (1844-1912) は、ゲッチンゲン大学でイエーリングの後任であり、のちライプチヒ大学教授。

Unterholzner (1787. 2. 3-1838. 3. 25) は、プレスラウ大学教授、Feuerbach の弟子。

Vangerow (1808. 6. 15-1870. 10. 11) は、ハイデルベルク大学の名物教授である。

Vering (1833-1896) は、チェルノヴィッツ、プラハ大学教授。

Voigt (1826. 9. 10-1905. 11. 6) は、ライプチヒ大学教授。

Wächter (1797. 12. 24-1880. 1. 15) は、チュービンゲン、ライプチヒ大学教授、危険負担論で著名である。

① Weber, Anton von (1817-1888. 2. 8) は、ドレスデン高裁長官、BGB 制定の第1委員会。

② Weber, Adolf Dietrich (1753. 6. 17-1817. 11. 18) は、キール、ロシュトック大学教授。

Zachariae von Lingenthal (1769. 9. 14-1843. 3. 27) は、別稿で扱う。

2 ヴェヒター (Karl Joseph Georg Sigismund Wächter, 1869年に貴族に列せられ von Wächter, 1797. 12. 24-1880. 1. 15)

(1) ヴェヒターは、1797年に、ネッカー河岸の Marbach で、ヴェルテンベルクの古い高級官僚の家系に生まれた。彼は、8人兄弟の6番目であり、息子は彼だけであった。父は、法律家であり、のちに、宗務院委員 (Konsistorialdirektor) となった Johann Eberhard (1762年-1839年) であり、母は、その妻の Caroline Luise (geb. von Bühler, 1769年-1833年) であった。ヴェヒターの叔父 Karl Eberhard von Wächter は大臣であり、従兄弟の Karl Freiherr von Waechter-Spittler も大臣となった。ヴェヒターの父方の祖父母の家系には、Johann Eberhard von Wächter (1735年-1807年) がおり、彼はヴェルテンベルクの宮廷顧問官、財務官であった。また、公妃 (Maria Regina, geb. Sigel, 1733-1798) も親戚であり、母方にも、Friedrich Gottlieb von Bühler (1736年-1799年)、公女 (Christine Regina, geb. Feucht, 1743-?) がいた。

ラテン語学校 (古い時代には、ラテン語が教育の中心をなしたからであり、聖堂付属学校も、聖書を読むためにラテン語を教えた。必ずしも宗教教育のみを意味するものではない。ラテン語は当時の基礎教育と同義語である。わがくに江戸時代には、儒教 (とくに論語) 教育が教育の基本をなしていたのと同じである¹⁸⁾) とギムナジウムに通った後、1815年に、法律の勉学を始めた。最初彼は、医学を志したが、父は、彼が神学を志望することを望んだ。しかし、当時のヴェルテンベルクの王フリードリヒ一世は、学生の勉学の選択先を決定しており、ヴェヒターについては、法学と定められた。大学は、いわば官吏の養成機関だったのである。

ヴェヒターは、1815年から、ラントの大学であるチュービンゲン大学で学んだ。1817年には、他国や他のラントの大学で学ぶことも認められた。そこで、彼は、バーデンのハイデルベルク大学で学んだ後、チュービンゲン大学に戻った。

18) 語学の観点からみると、ラテン語は、中世のヨーロッパ共通語であったが、東アジアでは、漢字がそれにあたる。そして、東アジアにおいて漢字教育と儒教は不可分の関係にあったのである。法律や法の考え方が類似することは、(律令の時代でなくても) 避けられない。Cf. Ono, Hitotsubashi Journal of Law and Politics, Vol. 26 (1998), p. 43, p. 56.

1818年の12月に、彼は、第一次国家試験に、優秀 (Vorzüglich) の成績で合格した。

1819年に、彼は、ネッカー河岸の Esslingen 裁判所で、修習生となった。そして、1819年に、学位のないまま、チュービンゲン大学の員外教授となり、1822年には、目的不到達による不当利得の研究で学位をえて (Doctrina de conditione causa data causa non secuta in contractibus innominatis)、法学博士、正教授となった。この年、彼は、ハンブルク出身の Johanne Emilie Baumeister (1802-1880) と結婚した。2人の息子と2人の娘が生まれた。息子の1人は、法律家・政治家の Oskar von Wächter であり、ヴェルテンベルクのラント議会の第二院の議員となった。

1825年から1833年の間、ヴェヒターはチュービンゲン大学の教授であり、1825年から1828年には、学長、その後副理事長 (Vizekanzler) であった。1833年から1835年に、ライプツヒ大学の正教授となったが、1836年に、またチュービンゲン大学に戻り、1835年から1851年には、大学の理事長 (Kanzler) となった。ヴェルテンベルクのラント議会の議員、および議長 (1839-48年、Kammerpräsident) となり、チュービンゲン市の名誉市民ともなった。

1851年に、彼は、リューベックで、ハンザ自由都市の最高裁である上級控訴裁判所の第2代の長官となった。しかし、在任期間は短かく、翌1852年には、またザクセンのライプツヒ大学の教授となった。就任時の理由からチュービンゲンには戻らなかった。1855年に、ザクセン王から枢密顧問官 (Staatsrat) とされ、1858年から60年には、学長となり、その間の1859年に、学長として、大学の450年祭を行った (1409年に創設)。ライプツヒの名誉市民となり、1862年に、ライプツヒ大学の「第一級教授」(Professor Primarius)。1862年、65年、66年には、ライプツヒ市の議員 (Stadtverordneter) となった。1867年には、北ドイツ連邦の制憲議会のライプツヒ代表となった。1869年に、貴族に列せられ、高等枢密顧問 (Geheimer Rat mit dem Titel Excellenz)、1879年に、ザクセンの世襲貴族となった。1876年からは、健康上の理由から、学問的活動を制限せざるをえなかった。1880年、ライプツヒで亡くなった。チュービンゲンとライプツヒで、2つの人生を歩んだ。

出生 1797 チュービンゲン 1825-33 36-51 チ (51/52 リューベック)

ライプチッヒ 33-35 52- ライプチッヒ 死亡 1880

ザクセン王国の大十字章 (Großkreuz)、バイエルンの学術章 (Maximiliansorden für Kunst und Wissenschaft)、オーストリアのフランツ・ヨーゼフ勲章 (Franz-Josef-Orden)、ロシアのスタニスラウス章 (Stanislaus-Orden)、ザクセン・エルネストの家章 (Sachsen-Ernestinischen Hausorden)、ザクセン王国の勲章 (Verdiens-Orden) などをうけている。また、1854年からは、ザクセン王国のライプチッヒ学術協会 (Königlich-Sächsischen Gesellschaft der Wissenschaften zu Leipzig) の会員であった¹⁹⁾。

1860年に、彼は、ドイツ法曹会議 (Deutscher Juristentag) の創設者の1人となり、最初の会長となった。5回、会長に選ばれた。このように多数回会長となったのは、ほかに、公法学者のGneistがいるだけである。1869年に、ヴェヒターは、枢密顧問官となり、ザクセンの貴族となった。こうした経歴から、生存中、もっとも偉大な法律家の1人と考えられていた。業績では、1880年に出版された、Pandekten, Band 1-2がある。その内容は、Aloysius von Brinz (1820. 2. 25-1887. 9. 13) のPandekten (2. Aufl., 1873/1895) の影響をうけている。

法曹大会

回数	年	場所	会長
01	1860	Berlin	Karl Georg von Wächter
02	1861	Dresden	Johann Caspar Bluntschli
03	1862	Wien	Karl Georg von Wächter
04	1863	Mainz	Karl Georg von Wächter
05	1864	Braunschweig	Karl Georg von Wächter

19) Carl Alfred v.Waechter, Karl Georg v.Waechter, DJZ 1909, S.975ff.; Eisenhart, Wächter, Carl Joseph Georg, ADB 40 (1896), S.435; Bernd-Rüdiger Kern (hrsg.), Zwischen Romanistik und Germanistik. Carl Georg von Waechter (1797-1880), 2000.

06 1867 München Karl Georg von Wächter

ヴェヒターの墓は、1872年に息子の Karl Alfred が取得した騎士領 (Rittergut) の Röcknitz (今日は、ライプツヒの Thallwitz の一部) にある。彼の死後、1884年に、ライプツヒの郊外 (Musikviertel) 南西の通りに、彼の名がつけられ、1897年に、ライプツヒ市では財団 (Karl-Georg-von-Wächtersche Stiftung) を設立した。その利息によって、毎年奨学金が支出された。

(2) ヴェヒターには、上述のパンデクテン・テキストのほか、以下の業績がある。

Lehrbuch des Römisch-Deutschen Strafrechts, 2 Bde., Stuttgart 1825/26.

Handbuch des im Königreich Württemberg geltenden Privatrechts, 2 Bde., Stuttgart 1839-1851 (未完).

Gemeines Recht Deutschlands, insbesondere Gemeines Deutsches Strafrecht, Leipzig 1844.

Beiträge zur Deutschen Geschichte, insbesondere zur Geschichte des Deutschen Strafrechts, Tübingen 1845.

Der Entwurf eines bürgerlichen Gesetzbuches für das Königreich Sachsen. Ein Beitrag zur Beurteilung desselben, Leipzig 1853.

Handbuch des Sächsischen und Thüringischen Strafrechts, Leipzig 1856-1858.

とくに危険負担の領域では著名な論文がある。19世紀の初頭の危険負担論では、なお自然法理論が支配的であり、その採用する所有者主義 (casum sentit dominus) そのものは、現象的には、物権変動の相違にもとづく異同があったとはいえ、なお一般に認容されていた。ところが、歴史法学の台頭とともに、ロマニステンによる、特定物売買における危険負担理論を特徴づける見解が現れ、買主負担主義の擁護が始まったのである²⁰⁾。Wächterの学説には、ティボー・サヴィニーの法典論争が、少なくともローマ法の研究に関する方法論としては影響していたとみるよちがある²¹⁾。

無名契約における目的不到達による不当利得に関して、

Dissertatio de conditione causa data causa non secuta in contractibus inno-

inatis. Respondente Friedrich Klüpfel, 1822. 133 S.

ほかに、まとまったものとしては、

Commentationis de partu vivo non vitali pars I-V, Lipsiae 1863-1866. Bde. I, II, III, IV, V.

Die bona fides, insbesondere bei der Ersitzung des Eigenthums, 1871.

Erörterungen aus dem römischen, deutschen und württembergischen Privatrechte, Bde. 1-3, 1845-1846.

Geschichte, Quellen und Literatur des Württembergischen Privatrechts, 1839, 1842 Bde. 1-2, (Neud.1985).

Handbuch des im Königreiche Württemberg geltenden Privatrechts, 1842 Bde. 1-2, (Neud.1985).

Pandekten, Bde. 1-2, 1880.

2 リッペントロップ (Georg Julius Ribbentrop, 1798. 5. 2-1874. 4. 13)

リッペントロップは、1798年、ブレーメン近郊のBremerleheで生まれた。ブラウンシュヴァイクの家系であり(Niedersachsen)、父は、ハノーバーの税務所長であり、祖父 Ph. Chr. Ribbentrop は、ブラウンシュヴァイクの宮中顧問官(Kammerrath)であった。プフタ (Georg Friedrich Puchta, 1798. 8. 31-1846. 1. 8) と同年の生まれである。

ブラウンシュヴァイクとカッセルの学校を出て、1814年から、ゲッチンゲン大学とベルリン大学で学んだ。ベルリンでは、サヴィニーから学んだ。古いタイプの歴史法学派(ältere historische Schule)に属する。1817年に、ゲッチンゲ

20) Wächter, Wer hat bei Obligation die Gefahr zu tragen? AcP 15 (1832), 97 (S.118); 15.188が債権者主義の復権の最初の文献であり、この論文は、パンデクテン法学の時代を通じて、買主負担主義の説明にさいして依拠されている(vgl. Puchta, Pandekten, 1853, § 302 (S.445, 447); Windscheid (-Kipp), Pandekten, II, 1906, S.660ff. (§ 390).)。Vgl. Wächter, Pandekten, II, 1881, S.424. 所有者主義(casus sentit dominus)は、双務的債権の危険の分配についての原則ではなく、一方的債権での当然のことを示したものにすぎないとする(Wächter, 15, S.120ff.)。

21) Vgl. a.a.O., AcP 15, S.98-99; 15, 208f. に Thibaut, Pandekten, § 175, Note a への批判がみられる。

ン大学の図書館で助手となった。1819年に博士となり、1820年、私講師となった。1822年に、語学大学 (Spruchcollegium) で員外教授となった。1823年に、ゲッティンゲン大学の員外教授、1832年に正教授となり、生涯そこにとどまった。ゲッティンゲン大学では、最初の歴史法学派のローマ法教授であった。1844年には、宮廷顧問官 (Hofrath)、1854年には、枢密顧問官 (Geheimer Justizrat) となった。

専門は、ローマ法であったが、著作は多くはない。法源解釈に関する著作 (Zur Lehre von den Correal-Obligationen, 1831) がある。同書は、Kellerの見地によるところが多いが、法律学のドグマ史では、新しい区分を提示することによって注目され、論争や概念の深化の機会となった。彼は、古い歴史法学派の立場を厳格に貫いた。1874年に、ゲッティンゲンで亡くなった²²⁾。

なお、Ribbentropの名は、Lippe郡 (Nordrhein-Westfalen) の農場 (Gut Ribbentrop) に由来し、この名前の家系に属する者は、Lippeの近郊、ブラウンシュヴァイク、プロイセンに多数いる。もっとも著名なのは、ナチス政治家、外相のJoachim von Ribbentrop, 1893-1946である²³⁾。法学者のリッベントロップとも無関係とはいえないが、直接の関係はない。

3 フランケ (Wilhelm Franz Gottfried Franke, 1803. 7. 26-1873. 4. 12)

フランケは、1803年に、Lüneburgで生まれた。ブラウンシュヴァイクとリュネブルクで初頭教育をうけ、ブラウンシュヴァイクのCollegium Carolinum (名前とは異なり、実質的にギムナジウムに相当) に通った。1821年から、ゲッティンゲン大学で法律学を学んだ。1824年に、同大学で学位をうけ、1825年に、ハビリタチオンを取得し、語学大学で員外教授となった。

22) Landsberg, Ribbentrop, Georg Julius, ADB 28 (1889), S.405f.; Bibliotheca iuris (Werner Flume), 339; Augsburger Allgemeine Zeitung 1874. Nr. 108, S.1656; Göttinger Nachrichten von der Gesellschaft der Wissenschaften, 1875, S.268f.

23) Joachim von Ribbentropは、1938年2月から第三帝国の崩壊までの外相である。当初は、酒の輸入商をしていたが、1932年にナチス入り、1935年にイギリスとの海軍協定を、1936年に、日独防共協定を締結した。外務省外に特務機関をも作っていた。Vgl. Michalka, Ribbentrop, Ulrich Friedrich Willy Joachim von, NDB 21 (2003), S.500f.

1831年に、イェナ大学の正教授となり、上級高等裁判所(Oberappellationsgericht)の判事ともなった。さらに、1844年に、ゲッチンゲン大学に移籍した(Christian Friedrich Mühlenbruchの後任であった)。宮廷顧問官(Hofrath)にもなり、傑出したパンデクテン法学者となった。1873年に、事故で亡くなった²⁴⁾。

フランケは、歴史法学派の1人であり、包括的なモノグラフィーによって法ドグマを進展させ、法の解釈学的な研究によって、BGBへの道を開いた。マールブルク大学のウベローデ(August Ubbelohde, 1833.11.18-1898.9.30)は、彼の弟子である。

主著として、

Civilistische Abhandlungen, 1826.

Beiträge zur Erläuterung einzelner Rechtsmaterien, 1828.

Das Recht der Notherben und Pflichttheilsberechtigten. 1831.

Exegetisch-dogmatischer Commentar über den Pandectentitel: De hereditatis petitione, 1864.

1837年からは、AcP誌の共同編集者となっている。

なお、ドレスデン草案の編者B. Francke, Entwurf eines allgemeinen deutschen Gesetzes über Schuldverhältnisse, 1866. との関係は明らかではない。

4 ファンゲロー(Karl Adolph von Vangerow, 1808.6.15-1870.10.11)とパンデクテン・テキスト、私講師

(1) ファンゲローは、1808年6月15日に、オーバーヘッセンのSchiffelbachの農場で生まれた。彼の母のFriedrika Wilhelminaは、農場主の娘であった。父のWilhelm Franz von Vangerowは、ボンメルンの古い貴族の子孫であり、将校であった。この父は、1838年に亡くなった。

ファンゲローは、少年時代をその農場で過ごし、ヘッセン州のフルダとマールブルクのギムナジウムを卒業し、16歳の時に、大学入学資格・アビトゥーアを

24) Muther, Francke, Wilhelm Franz Gottfried, ADB 7 (1878), S.242f.; Günther, Lebensskizzen der Professoren der Universität Jena (1858), S.93f.

えた。1824年に、ファンゲローは、マールブルク大学に登録した。6年後の1830年1月23日に、法学博士の学位をえた。また、復活祭に際して、教授資格・ハピリタチオンをえて、法学部の私講師となった。

19世紀の私講師の収入は、生活のために十分なものではなかったので、彼は、講義の傍ら学生に対するチューターとして生活資金をえた。彼は、講義の傍らの復習授業 (Repetitorien) によって多数の仕事をこなし、これは、のちに彼が述べたところでは、ローマ法学者や古ローマ法の法源に関するパンデクテンの素材に通暁する契機となり、結果として、彼は、正規の講義にも熟練したのである。

3年後の1833年9月6日に、彼は、25歳でマールブルク大学の員外教授となり、その4年後の1837年6月14日には、正教授となった。その後も、彼は、通常の教授のしないような特別講義も担当したのである。もともと、3年の私講師はとくに長いわけではなく、DernburgやSeckelでも3年であった。ラートブルフのように、7年にもなる例もあるが、これには政治的理由が大きい。

1840年3月に、ハイデルベルク大学のローマ法の教授職があき、彼はそこに招聘された。ファンゲローは、そこで30年間、ローマ法を教えた。彼の講義は名高く、ハイデルベルク大学は全ドイツから学生を集めた。そこで、講義室はつねに満員であり、時として大きな講義室と交換されたほどである。

ファンゲローは、1834年5月15日に、マールブルクで、Dorothea Christiane Grafと結婚した。2人の間には、3人の息子と、3人の娘ができたが、そのうちの息子の2人と1人の娘は幼くして亡くなった。他の子らは、両親よりも長生きをしたが、子孫はいない。彼の妻も、1857年に、51歳で死亡した。ファンゲローは、その後13年間生きた。晩年のファンゲローは、肺病と糖尿病を患っていたが、死の直前まで講義をし、1870年10月に、ハイデルベルクの自宅で死亡した。62歳であった。ちなみに、ハイデルベルク大学における彼の後任は、ヴィントシャイトであったが、ごく短期であった (ライプチヒに転出)。

彼の家は、ハイデルベルクのMärzgasse 18にあり、20世紀にいたるまで、ファンゲローハウスと呼ばれていた。ハイデルベルク大学は、彼をもっとも功績のある教授として讃えた。ハイデルベルク市は、彼を名誉市民とし、ハイデルベルクの通りの1つにその名をつけた。枢密顧問官 (geheimer Hofrat) ともなった。

ファンゲローの最大の業績は、その講義である。同時代人は、ファンゲローは、包括的な知識をあやつるだけではなく、普通法の無味乾燥な素材をも、流暢な言葉で生き生きと講義することのできる能力の持主であったとしている²⁵⁾。

(2) 主著であるパンデクテンテキストは、7版まで改訂されている(一橋大学のメンガー文庫には、この最終版が所蔵されている。ギールケ文庫のものは、6版である(1851-56)。フライブルク大学には、各種のものが存在する)。

Lehrbuch der Pandekten, 7., verm. u verb. Aufl, Marburg

Band 1 - 1863 (7. Aufl.)

Band 2 - 1867 (7. Aufl.)

Band 3 - 1869 (7. Aufl.)

また、Pandekten-Vorlesungen, Marburg

Band 1, 1: (1. Buch: Allg. Lehren) - 1843

Band 1, 2: (2. Buch: S. g. Familienrecht; 3. Buch: Dingliche Rechte) - 1843

Band 2: (4. Buch: Das Erbrecht) - 1843

Band 3: (5. Buch: Die Obligationen) - 1849

(3) ファンゲローの弟(Karl Julius August von Vangerow, 1809.7.26-1898.12.10)は、Groß Wesseln bei Elbingで生まれ、1832年に、修習生となり(Auskultator)、1837年に、裁判官試補となった(Assessor)。1849年に、検事となり、1850年には、高裁判事となった。1864年に、ベルリンの上級裁判所判事(Obertribunalsrat)、プロイセン司法省の役人にもなった。1870年に、ライプチヒのライヒ上級商事裁判所の判事となった(この裁判所は、1871年の北ドイツ連邦の最高裁である)。1879年に、裁判所の改編により、ライヒ大審院判事となった。1883年に引退し、1898年、ライプチヒで亡くなった²⁶⁾。

(4) ここで、ファンゲローについて言及されるドイツの法曹における私講師(Privatdozent)について簡単にふれる。ドイツの私講師(PD oder Priv.-Doz.)

25) Landsberg, Vangerow, Karl Adolf von, ADB 39 (1895), S.479; Kleinheyer und Schröder, Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten, 1996, S.515; Haferkamp, Karl Adolph von Vangerow (1808-1870) Pandektenrecht und „Mumiencultus“, ZEuP 2008, 813. 猪俣弘貴・ドイツ法学者事典 302頁(Vangerow)。

は、教授資格をもっているが、まだ員外教授にもならない大学の研究者をいう。この肩書は、大学だけではなく、教育学の専門大学でも用いられる。私講師は、大学教師として、独立してみずから講義をする資格である。ドイツでは、必ずしも講義の義務はないが、ドイツ以外の国では、講義の義務をおい、これを満たさない場合には、資格を失うことがある。

オーストリアでは、大学は、2003年まで、ハビリタチオンによって、大学講師(Universitätsdozent, Univ. -Doz.)としての教職の資格を与えていた。これは、公務員の地位の名称と同じであったので、2004年に、私講師の名称が導入され、公務員の地位としての大学講師(Univ. -Doz.)は、資格としての私講師と概念的に分離された。

大学は州(もとのラント)の管轄であるから、国だけではなく、州による相違もある。ドイツの若干の州では、私講師の名称は、ハビリタチオンの手続を終了すると、アカデミックな資格・タイトルとして(教職の段階ではなく)与えられた。しかし、他の州では(バーデン・ヴュテンベルク州やバイエルン州)、このタイトルと義務が結合し、大学の講義が義務とされた。これを満たさないと、ハビリタチオンをえても、私講師のタイトルを維持できなかった。

また、州によっては(バイエルン州)、講義の能力のあることと、講義の権利があることが区別された。ハビリタチオンは、講義の能力のあることを認めるものであったが、これと、私講師のタイトルをもって講義の権利のあること(venia legendi)および教授陣に属することは別であった。講義の権利には、ハビリタチオン以外に、教会の許可が必要であり、とくに神学部ではこの区別は重要であった。

州によっては(ブランデンブルク州)、ハビリタチオンをえた者は、より広く博士の資格をもえた(Dr. iurisでなく、Dr. iuris habil.と明示される)。また、ノルトライン・ヴェストファーレン州では、博士の資格は、ハビリタチオンに付属するものとされた(Dr. iuris habil.)。ハビリタチオンと博士は別個の資格であり、バーデン・ヴュルテンベルク州では、Dr. habil.は廃止された。ラインラン

26) Lobe, 50 Jahre Reichsgericht, 1929, S.348.

ト・ファルツ州では、2003年から08年の間、私講師のタイトルはなかったが、2008年に、大学法の改正により復活した。こうした相違は、かつてはラントが小さく分立していたことから、より複雑であった。

ハビリタチオンと講義能力が具備していても、大学に雇用契約を基礎づけるものではない。私講師は、ほぼ1947年から1960年代の前まで、大学で、試用関係の公務員(Beamter auf Probe)としての雇用関係で、日当による講師(Diätendozent)の扱いであった。私講師は、現在でも、学術補助者(wissenschaftlicher Mitarbeiter)となったり、アルバイト的に働くことができる。1960年代に、従来の日当による講師の代わりに、大学講師や公務員としての講師(Universitäts-Dozenten, beamtete Privatdozenten)が導入された。1970~75年から、俸給表のAH(教育職)5か6とされた。(学術領域の)員外教授や正教授は、AH6となった。

私講師は、資格としては、古くからほぼすべてのラントで、大学の教師の一員であり、学位やハビリタチオンの手続において、審査員や試験官となることができた。その他のアカデミックな地位においても、国家の試験を免除されることがあったが、現在では、州法によって差異がある。

学部からの発議と対応する手続によって研究と教育の成果が証明されると、員外教授のタイトルが与えられる。若干の州では、私講師としての教職の最短期間がある(4年から8年)。員外教授の資格によっても、必ずしも大学との雇用関係は発生しない(予算内の員外教授と予算内の員外教授とがある)。

1960年代の大学紛争をうけて、1970年代の始めに、一部の州の大学関係法において、ハビリタチオン取得者に、その取得時にただちに、教授職の下位の地位(報酬表AH 3-5)を与えることが行われた時期があった。この扱いは、他の州(ハンブルク、ノルトライン・ヴェストファーレン州)でも争いを生じた。講義をしている助手は教授とされるべしとする助手の運動が起こり、ベルリン自由大学では、1970年代の前半、学位のある上級助手と上級技手(Oberingenieure, AH 5)や学術員(Akademische Räte)は、AH 4(のちにC 2)の教授と扱われた(いわゆる Discountprofessor)。もっとも、1976年の改正大学基本法では、教授職を与えることを否定し、学術研究員(Wissenschaftlicher Rat)、大学私講

師 (Universitäts-Dozent)、分野研究員 (Abteilungs-Vorsteher)、公務員としての私講師 (beamteter Privatdozent) といった地位はなくなった。

私講師は大学と継続的な雇用関係にないことから、収入の方途は多様である。1965年ごろまで、私講師は、教授と同様に、授業に参加する学生の数に応じた聴講料 (Hörergeld) をえていた。予算内の教授には、雇用関係から付加収入があったが、私講師にとっては、これが唯一の収入であった。若干の私講師には、たいていは期限のある雇用関係、あるいは公務員としての関係もあることから、その間は収入があった。その後、第3の方法として、研究プロジェクトから報酬をうけることが生じた。招聘手続の完了するまでの代講 (教授職の代理 Die Vertretung einer Professur) をする場合もある。多くの私講師は、非常勤教師 (Lehraufträgen) としての地位にある。純粹の私講師では、聴講料のほか、出費の賠償 (通勤費、材料) のみが予定されている²⁷⁾。

5 アルブレヒト (Wilhelm Eduard Albrecht, 1800. 3. 4-1876. 5. 22)

アルブレヒトは、1800年、Elbingで生まれた。プフタ (Georg Friedrich Puchta, 1798. 8. 31-1846. 1. 8) の生まれた2年後であった。

1818年から、ベルリン、ゲッチンゲン、ケーニヒスベルクの各大学で学んだ。ケーニヒスベルク大学でハビリタチオンを取得し、1825年に員外教授、1829年に正教授となった。1830年に、ゲッチンゲン大学に移動した。1837年に、ゲッチンゲン七教授事件で (ハノーバー王家のジョージ1世は、1714年に、イギリス王位を承継したが、1837年に、イギリス王位を承継した王女 Victoria は、女系を認めないハノーバーでは王位を承継しえず、同君連合は解消した。ハノーバ

27) Hochschulrahmengesetz (HRH, 26. Januar 1976), BGBl. I S.185. 各州の大学法については、いちいち立ち入らない。たとえば、Baden-Württemberg州については、Gesetz über die Universitäten im Lande Baden-Württemberg (Universitätsgesetz - UG, BGl. S.1, ber. S.310); Gesetz über die Pädagogischen Hochschulen im Lande Baden-Württemberg (PHG, GBl. S.353, ber. S.617) など参照。

費用の償還だけでは、実質的には最低生存費 (Existenzminimums) 以下の報酬となる。また、Altensteinとの関係で、NDB 1 (1953), S.216f.; ADB 35 (1893), S.645ff.

なお、前注13) および大学におけるプロモーションについて、拙著・司法の現代化と民法 (2004年) 104頁参照。

一王 Ernst August が憲法を破棄したことに対し、J・グリムなどが抗議運動をし追われた)、ゲッチンゲンを追われて、ライプチヒにいき、私講師となった。同年の論文、Grundsätze des heutigen Staatsrechts は、国家を法人と構成している。これによって、制憲主義の根拠が明らかにされたのである。君主は、主権が自分にあるとし、国民は、支配権の共同行使を求めたが、そのプロセスについて、彼は国家を法人と構成したのである。君主と国民の関係は、頭と身体に例えられた。ただし、その法人概念は、擬制説的である (juristische Fiktion)。その後には有力となった説 (ギールケ) によれば、国家は、それ自体、実在の団体による人格である (Verbandsperson)。アルブレヒトの概念では、君主は、無能力者の後見人と同じく、職務を行使するにすぎない。

1840年に、教授となり、宮廷顧問官 (Hofrat) となった。1847年に、リューベックで、ゲルマニスト大会 (Germanistentag) を催した。1848年に、3月革命に賛同して、予備議会 (Vorparlament) に参加し、ライヒ憲法を作る17人委員会 (Siebzehnerausschuss) の委員となった。1848年5月から8月まで、フランクフルト国民議会で、Harburg (Elbe) 選出の議員となった (Casino 派)。1863年に、枢密顧問官となった。1868年に引退し、1869年に、ザクセンのラント議会の第一院の議員となったが、翌年には辞めた。1876年、ライプチヒで亡くなった。Astronom Christian Ludwig Ideler は、義父である。

民法関係ではゲルマニストであり、ゲヴェーレに関する著作 (Die Gewere als Grundlage des älteren deutschen Sachenrechts, 1828) がある²⁸⁾。

6 レーゲルスベルガー (Ferdinand Regelsberger, 1831. 9. 10-1911. 2. 28)

レーゲルスベルガーは、1831年に、Gunzenhausen (Mittelfranken, バイエルン) で生まれた。父は、Heidenheim のラント裁判官の Friedrich Michael Regelsberger であった。ゲルマニストのシュトッペ (Otto Stobbe, 1831. 6. 28-

28) Hübner, Albrecht, Wilhelm, ADB Bd 45 (1900), S.743ff.; Schönebaum, Albrecht, Wilhelm Eduard, NDB 1 (1953) Bd 1, S.185f.; Borsdorff, Wilhelm Eduard Albrecht, Lehrer und Verfechter des Rechts. Leben und Werk, 1993; Best und Weege, Biographisches Handbuch der Abgeordneten der Frankfurter Nationalversammlung 1848/49, 1998, S.81.

1887.5.19) と同年の生まれである。

同地のラテン語学校を出て、1843年には、Alumneum (Ansbach) ギムナジウムに通い、1849年に、アビトゥーアに合格した。1849/50の冬学期から、エルランゲン大学で法律学の勉学を始めた。その後、ライプチッヒ大学に転じたが、当時ライプチッヒ大学に員外教授でいたT・モムゼンが、1852年に、チューリッヒ大学の正教授に転出する事態に遭遇した(モムゼンは、その後、1854年にブレスラウ大学、1858年にベルリン大学の正教授)。

レーゲルスベルガーは、アルブレヒト (Wilhelm Eduard Albrecht, 前記5参照) の講義を聞き、1852年に、エルランゲンに戻った。1852年から、エルランゲンの学生団体 Corps Onoldia Erlangen の会員となった。1853年に司法研修をうけ、その後、Heidenheim のラント裁判所、Ansbach の郡裁判所、市裁判所で働いた。1855年に、第二次国家試験に合格した後も、Ansbach で働いた。1857年に、エルランゲンのラント裁判所、同年半ばからは、質に関する訴訟 formula hypothecaria の研究をして、エルランゲン大学で学位を取得した。

1858年には、Alois von Brinz のもとで、質権の順位に関する研究でハビリタチオンを取得した (Zur Lehre vom Altersvorzug der Pfandrechte, 1859)。1858年からは、私講師となった。1862年に、チューリッヒ大学で、デルンブルクの後任として、ローマ法の員外教授となった。また、チューリッヒで、ドイツ国民協会 (Deutsche Nationalverein) のメンバーともなった。1868年に学長となった。しかし、同年、イエーリングの後任として、ギーセン大学に招聘された。1860年に、Anna Wislicenus と結婚し、3人の子どもができた。

1872年に、ヴェルツブルク大学に、1881年には、ブレスラウ大学に、1884年には、イエーリングから、ゲッチンゲン大学に招聘された。1888年に、ボン大学の招聘を断り、1890年に、ゲッチンゲンの離婚裁判所の長官ともなった。1892年からは、病気のためあまり講義ができなくなった。1907年には、週に2時間の講義を負担したのみである。1911年に、故郷の Gunzenhausen (Mittel-franken) で亡くなった。

ミハエル勲章 (Ritterkreuz des Michaelsordens I. Klasse, 1879) をうけ、プロイセンの枢密顧問官となり、クラカウ大学の名誉博士号をうけている。1893年

から、イエーリング雑誌の共同編集者(Iherings Jahrbüchern für die Dogmatik des bürgerlichen Rechts)をした。プリンツの弟子として、彼は、つねに、時代の実際的な問題に関わり、必ずしも法史的な研究には関わらなかった²⁹⁾。

著作としては、

Vorverhandlungen bei Verträgen, 1868.

Beiträge zur Lehre von der Haftung der Behörden und Beamten der Aktiengesellschaften. Ein Rechtsgutachten, 1872.

Studien im bayerischen Hypothekenrechte, mit vergleichender Rücksicht auf andere neuere Hypothekengesetzgebungen, 1872.

Bayerisches Hypothekenrecht, 1. Aufl. 1874 Band 1, 1877 Band 2, 2. A. 1895, 3. A. 1897.

Lehrbuch des Pandektenrechts, 1893.

このパンデクテン・テキストは、多くのパンデクテン・テキストの中でも最後の時期のものであり、鋭い考察により完成度の高いものである。BGB 制定の第二委員会も、しばしば検討の対象としている。

7 ハルトマン (Gustav Hartmann, 1835. 3. 31-1894. 11. 16)

ハルトマンは、1835年に、ブラウンシュワイクの Bechelde で生まれた。ゲルマニストのホイスラー (Heusler, 1834-1921) の翌年の生まれである。

1853年から、ゲッチンゲン大学で法律学を学んだ (Francke, Thöl)。同地で、1857年に学位をえて、1860年には、ハビリタチオンを取得し (Zur Lehre von den Erbverträgen und von den gemeinschaftlichen Testamenten, zwei Abhand-

29) Riesenhuber, Regelsberger, Aloys Ferdinand Friedrich Waldemar, NDB Bd. 21 (2003), S.257f; Wittern (hrsg.), Die Professoren und Dozenten der Friedrich-Alexander-Universität Erlangen 1743-1960, Teil 1: Theologische Fakultät; Juristische Fakultät, 1993, S.153f.

危険負担の買主負担主義のうち有責説として、Regelsberger, Über die Tragung der Gefahr beim Gesamtkauf, AcP 49 (1866), 183 (S.203)。【研究】330頁、339頁注26参照。イエーリングと同様であるが、イエーリングは、買主負担主義を肯定したが、その制限解釈も行っている。危険負担の理論への功績は、そちらにあるとみるべきである。種類債務におけるいわゆる交付説である (一論102巻1号28頁参照)。

lungen aus dem gemeinen Rechte. Braunschweig, 1860)、1864年まで、私講師として勤めた。

1864年に、バーゼル大学の正教授となった。1872年に、フライブルク大学に移り、1878年に、ゲッチンゲン大学、1885年に、チュービンゲン大学に移った。1894年に、チュービンゲンで亡くなった。1886年から、AcP誌の共同編者をした。

あまり大きくはないが、金銭に関するモノグラフィーで著名である。イェーリングを彷彿させる感性のある学者であった³⁰⁾。

Ueber den rechtlichen Begriff des Geldes und den Inhalt von Geldschulden, 1868, 139S.

Internationale Geldschulden, Beitrag zur Rechtslehre vom Gelde, 1882.

また、売買のような物給付における偶然について、普通法的な「偶然」を現代的な帰責事由に整理したものである。

Juristischer Casus und seine Prästation bei Obligationen auf Sachleistung insbesondere beim Kauf, 1884 (Jhering's Jahrb. Bd. 22, S. 417ff.; Neud. 1970).

債務の本質論や、英米法とドイツ法の契約理論の相違について論じたものがある。英米契約法との詳細な比較は、のちのユダヤ系法学者（たとえば、Rheinstein）まで行われたことはなく、先駆的な研究である。

Die Obligation. Untersuchungen über ihren Zweck u. Bau, 1875.

Die Grundprincipien der Praxis des Englisch-Amerikanischen Vertragsrechts gegenüber der Deutschen gemeinrechtlichen Vertragsdoktrin, 1891.

ほかに、Über Begriff und Natur der Vermächtnisse im römischen Rechte. Akademische Antrittsschrift, 1872.

Werk und Wille bei stillschweigendem Konsens, 1888.

無意識の哲学で著名な哲学者のハルトマン (Karl Robert Eduard von Hartmann, 1842-1906) とは、生年、没年ともに近いが、関係は明確ではない。

30) Pfaff, Hartmann, Gustav, ADB Bd. 50 (1905), S.28ff.; Degenkolb, AcP 84, 1f.

8 ミューレンブルッフ (Christian Friedrich Mühlenbruch, 1785. 10. 3-1843. 7. 17)

ミューレンブルッフは、1785年に、Gunzenhausen (Mittelfranken) のロシュトックで生まれた。父は、外科医のGottlieb (?-1826年)で、母は、Dorothea (geb. Wendt)であった。ゲルマニストのJ・グリム (Jacob Grimm, 1785. 1. 4-1863. 9. 20) と同年の生まれである。

Güstrow とロシュトックの高校を出て、1800年から、ロシュトック、グライフスヴァルト、ゲッチングン、ハイデルベルクの各大学で法律学を学んだ。1805年に、国家試験に合格して、弁護士となった。ローマ法とドイツ私法の講義をうけると同時に、方法論 (Methodologie) の講義をうけた。歴史的方法としては、St.Pütter とゲッチングンの歴史学派に依拠している。1808年に、ロシュトック市の顧問に選ばれたが、1810年に、教授職に転じることを希望し、1813年に、ロシュトック大学で、ハビリタチオンを取得した。

1815年に、グライフスヴァルト大学の招聘をうけた。グライフスヴァルトの時代には、債権譲渡に関する小論があるだけであるが (Die Lehre von der Cession der Forderungsrechte nach den Grundsätzen des römischen Rechts, 1817)、先駆的な研究であった。ローマ法は、債権譲渡を知らないわけではなかったが (hereditate vel actione vendita)、法源上、当然のものではなかった (法鎖理論)。これを包括的に扱ったのは、彼が最初である。そこには、将来のモノグラフィーの基礎が包含されていた。すなわち、譲渡人が処分した訴権は、債権に対する全権利ではなく、取得者に対し、債権を自分の権利の行使者 (代理人である、procurator in rem suam) として自分の利益のために主張する権利だけを付与するというものである。これにより譲渡が自由になったが、譲渡によって形式的な通知をうけない債務者は、ローマ法の理論では、譲渡債権者への支払により免責される。この効果は、実務的には不十分であるとしていた。彼は、実務的観点とローマ法源を歴史的・哲学的方法で扱うこととの調和を意図していた。

Die Lehre von der Cession der Forderungsrechte, Nach den Grundsätzen des römischen Rechts, 3. Aufl., 1836. これは、631頁の大作である。法源のほか、中世の学者 (Cujacius, Donellus, Giphanius, Antonius Faber) や、Johann von

Sande (1623), Alph.de.Olea (1650) Johannes Brunnemann (1662)のほか、彼の時代までの小さな論文までが扱われている。

1. Begriff der Cession
2. Erfordernisse der Cession
3. Wirkungen der Cession

ローマ法を克服するために、債権譲渡は、その後、デルンブルクやジーバーなどによっても研究された。

1818年に、彼は、政府からケーニヒスベルク大学での講義を求められ、1819年には、ハレ大学においても多くの講義を行った。そして、学部の正式な講義ではなかったが、ALRの講義も行った。また、当時まだ一般的ではなかった演習(Übungen)の形態による授業も行った。この時期には、積極的に著作を行い、雑誌(Hallischen LiteraturzeitungとArchiv für die civilistische Praxis)の編集も行った。

1833年に、ゲッチンゲン大学に移った。以後、ここにとどまり、彼は、グリュックのパンデクテン・コンメンタールの継続(グリュックは1831年に死亡)を行った。Ausführl. Erl. d. Pandecten nach Hellfeld, e. Commentar v. C. F. Glück, fortgesetzt v. Mühlenbruch, 35.-3. T., 1832/43. 1832年から43年の間に、遺言法に関する35-43巻を著した。

当初、パンデクテン・テキストをラテン語で書いたが(Doctrina pandectarum, 1823-25, 3 Bde.; 4. Aufl. 1838-40)、みずから、それをドイツ語に訳した(Lehrbuch des Pandectenrechts nach der Doctrina Pandectarum deutsch bearbeitet. 3 Bde., 1835/37, 4. Aufl., 1844は、Madaiにより公刊)。

1843年に、ゲッチンゲンで亡くなった(後任は、Franke)。

1837年のゲッチンゲンの七教授事件については、国王側に立ち、法律への拘束に賛同した。憲法停止に反対する行動を違法であり、大学に損害を与えるものとしたことから、追放されたJ・グリム(Jacob Grimm, 1785. 1. 4-1863. 9. 20)は、彼を国王に従順な「農民の馬」と評した。ミュンペルプッフの学風は、個別の事件よりも、法や概念に志向するものであった。Landsbergは、彼を、早咲きの歴史法学派の実証主義者としている³¹⁾。

著作としては、

Lehrbuch der Encyclopädie und Methodol. d. positiven in Deutschland geltenden Rechts, z. Gebrauch academ. Vorlesungen, 1807.

De iure eius cui actionibus cessit creditor, 1813.

Entwurf d. gemeinrechtl. u. preuß. Civilprozesses, 1827.

Lehrbuch der Institutionen des römischen Rechts (1842, 2. Aufl. 1847).

9 パローン (Julius Baron, 1834-1898)

1834年に生まれたパローンは、自分のテキストの中で、パンデクテンの体系をドイツの現行の実定民法として初めて性格づけをした。

Pandekten, 3. Aufl. (unter Berücksichtigung der Civilgesetzgebung des neuen deutschen Reichs), 1879.

ロマニストであり講壇社会主義者であることから、ベルン大学に赴任したが(のちの1888年に、彼の後任となったのはロートマールである)、1879年に、グライフスヴァルト大学の正教授となった。しばしばテキストを改定した。テキストの内容は、サヴィニーとヴィントシャイトの影響を強くうけており、また、ファンゲローの影響をうけたことにより、実務にも耐えうるものとなっている。脚注は、おもに引用するローマ法論文の原典参照箇所となっている。しかし、当時の実定法の参照も行われている。ローマ法論文も、特別な位置づけをうけるのではなく、他の現行法と同列に位置づけられていた³²⁾。

10 ベッヒマン (August Bechmann, 1834. 8. 16-1907. 7. 11)

ベッヒマンは、バイエルン王国のニュルンベルクで、1834年に生まれた。わがくにと縁のあるロエスレル (Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834-94) や、ゲルマニストのホイスラー (Heusler, 1834-1921) と同年である。

チューリングゲンの家系であり、啓蒙思想家の Christian Thomasius (1655-1728) の曾孫にあたる。ミュンヘンとベルリン大学で法律学を学び、1860年に、

31) Luig, Klaus, Mühlenbruch, Christian Friedrich, NDB 18 (1997), S.283f.

32) すなわち、ローマ法は相対化されたのである。Bibliotheca iuris (Werner Flume), 200.

ベルリンで学位を取得し、1861年に、ヴェルツブルク大学でハビリタチオンを取得した。1862年に、バーゼル大学から正教授として招聘された。1864年に、マールブルク大学、同年秋にはキール大学、1870年にエルランゲン大学、1880年に、ボン大学に移った。1888年に、ミュンヘン大学において、プリンツの後継となった。1888年に、バイエルンの王立アカデミーの会員となった。1892年に、ヴィントシャイトの後継として、ライプツヒ大学に招聘されたが、断った。

彼は、大きなモノグラフィーや売買法のテキストを書くことによって、来るべき民法典の準備をしたのである。モノグラフィーでは、持参金 (Mitgift) と売買に関する大作を著した。これらにおいては、法の素材を包括的に扱い、ドグマによって選別している。ただし、狭い意味での実定法主義者ではなかった。1876年のエルランゲン大学の副学長講演では、権利のための闘争 (Vom Kampf ums Recht, イェーリングのそれは1872年刊) にふれている。政治家ではなかったが、1868年から70年、プロイセンの衆議院で議員となり、1891年から死亡まで、ライヒ参議院のバイエルン王国選出の議員となった³³⁾。

Das Römische Dotalrecht, 2 Bde., 1863-67.

Der Kauf nach Gemeinem Recht, I~VIII, 1876~1884. 分冊のほか、結合された版がある (1908)。Paul Oertmann が索引を作成している。

11 ショイル (Scheurl von Defersdorf, Christoph Gottlieb Adolf Freiherr (bayerischer Freiherr 1884), 1811. 1. 7-1893. 1. 24)

(1) ショイルは、1811年に、ニュルンベルクで生まれた。初代ライヒ大審院長のシムソン (Martin (Eduard Sigismund) von Simson, 1810. 11. 10-1899. 5. 2) の生まれた翌年であった。父は、Christoph Wilhelm Friedrich v. Scheurl (1776年-1841年) であり、郵政顧問官であり、母は、Wilhelmine Freiin (geb. Löffelholz, 1772年-1863年) であった。ニュルンベルク市で、法律顧問を出す資格のある家系であった。

1827年に、エルランゲン大学で法律学を学び、とくにプフタの影響をうけた。

33) Liermann, Bechmann, Georg Karl August Ritter von, NDB 1 (1953), S.692.

1828年に、ミュンヘン大学に移り、1831年に、国家試験に合格し、エルランゲンとニュルンベルクの裁判所に勤めた。1834年に、ローマ法の研究で学位をえて、同年、私講師の資格もえて、エルランゲン大学で、ローマ法の私講師となり、1840年に、員外教授となった。シュタール (Friedrich Julius Stahl, 1802-61, 1840年からベルリン大学) の転出後、エルランゲン大学で、教会法の講義をも担当した。1837年に、Marie Kleinknecht (1815-68) と結婚した。1845年に、教会法とローマ法の正教授となった。さらに、1845年から49年、バイエルンのラント議会の議員をし (旧リベラル派)、報道法や刑法の制定にかかわった。

法律以外の活動では、1865年から89年には、バイエルンにおけるプロテスタントの会議 (Generalsynode) のメンバーとして働いた。バイエルン以外でも、国家に対抗するルター派のラント教会の自立の擁護者として、「ルター教会の法律顧問」との異名をとった。1881年に定年となって後は、BGBの家族法の起草作業にかかわった。

ローマ法では、Lehrbuch der Institutionen, 1850で著名である。

また、Beiträge zur Bearbeitung des Römischen Rechts, 1853/71. 前半は、小論の集成である。付随給付や免除といった19世紀ではマイナーな論題が扱われているのが特徴である。

1, (I-XII) 12 Abhandlungen.

2. 1. XIII. In iure cessio tutelae

XIV. Erlaßvertrag

XV. Zur Usucapionslehre

2. 2. Zur Lehre von den Nebenleistungen bei Rechtsgeschäften

教会法でも功績があり、サヴィニーやプフタの歴史法学派の原理と、ルター派の教義を結びつける体系を展開した。エルランゲンの神学理論 (Adolf v. Harleß, Wilhelm Höfling, Reinhold v. Frank を起原とする) を扱い、教会の慣習法の解釈に、歴史法学の手法をとり入れたのである。歴史法学派は、国家法における法的確信のために「民族精神」を重視するが、彼は、この概念を「教会の全意識」 (Gesamtbewußtsein der Kirche) によるものとした。国家に対する教会法の自律によって、彼は、彼の弟子の Wilhelm Kahl (1849-1932) を通して、間接

的にはワイマール憲法の国家と教会法の体系にも影響を与えている。1893年に、ニュルンベルクで亡くなった³⁴⁾。

その自然債務論 (Naturalobligationen) は、Hermann Schwanert (1823.10.22-1886.8.18) によって批判されている (Krit. Vierteljahrschrift Bd. 6 [1861], S. 489ff.)。

(2) 17世紀の法律家、Christoph Scheurl von Defersdorf in Heuchling (1666-1740) は彼の先祖である。同人は、ニュルンベルクの貴族の家系であった。1566年に、先祖の Albrecht Scheurl VI は、ニュルンベルク近郊の Defersdorf に農場を取得し、その子孫も土地を集め、家族の世襲財産 (Familienfideikomiss) とした。その後、Sebastian Scheurl が Heuchling の領主館を取得し、世襲財産に加えたが、直系の男系の子孫がなく、1652年に亡くなった。シュールの家系は、市の顧問となりうる家系であり、彼も、ニュルンベルクの法律顧問、Schwarzenberg の大公の顧問となった。

12 ウンターホルツナー (Karl August Dominikus Unterholzner, 1787.2.3-1838.3.25)

ウンターホルツナーは、1787年に、Freising で生まれた。弟グリム (Wilhelm Grimm, 1786.2.24-1859.12.16) の翌年の生まれである。父の Caspar は、宮廷顧問 (Hofraths-Canzlist) であった。

生地 のギムナジウムを出たあと、1803年から、(16歳で) Landshut の大学 (これは、のちのミュンヘン大学の起原である) で、哲学と法律学を学んだ。とくに、1804年に同大学にきた刑法学者のフォイエルバッハ (Anselm Feuerbach, 1775-1833) は、彼の法律学への興味をかき立て、学者の道を選ばせた。1807年に、彼は、フォイエルバッハに勧められた奨学金をうけて、ゲッチンゲン大学に転じた。そこでは、Hugo, Herbart の講義を聞いた。1809年の初めに、故郷に帰り、論文 (Dissert. inaug. jurid. pertractans historiam doctrinae jur. roman. de collationibus, Altorf 1809, 72 S.) を書いた。1809年秋に廃止されたニュルンベル

34) Stumpf, Scheurl von Defersdorf, Christoph Gottlieb Adolf Freiherr, NDB 22 (2005), S.716f.; Bibliotheca iuris (Werner Flume), 348.

ク大学で、同大学最後の学位をえた (Juristische Abhandlungen, München 1810, 406 S. フォイエルバッハの序文がある)。

Landshut 大学で私講師となり、サヴィニーとも知り合った。サヴィニーは、Hufeland の後任として、1808 年に、Landshut に来たのである。そして、サヴィニーがすぐにベルリンに転じたことから、ウンターホルツナーは、その穴をうめた。ただし、彼もマールブルク大学に招聘された。しかし、サヴィニーの紹介で、1811 年に、ブレスラウ大学に転じ、同年、結婚した。外国の大学から 2 回招聘をうけたが、ここにとどまり、1838 年 3 月 25 日に、同地で亡くなった。1821 年と、1834 年に、学長となった。勲章 (Rother Adlerorden 4. Classe) をうけている。

多くの著作があるが (vgl. K. G. Nowak, Schlesisches Schriftsteller-Lexikon, H. 2., S. 151)、時効についての著作がとくに著名である。後者は、2 巻でそれぞれ 500 頁以上にもなる。

Die Lehre von der Verjährung durch fortgesetzten Besitz nach den Grundsätzen des römischen Rechtes, Breslau 1815, 47 S.

Ausführliche Entwicklung der gesammten Verjährungs-Lehre aus den gemeinen in Deutschland geltenden Rechten, Leipzig 1828, 539 u. 548 S. (36 頁もの索引がある)。1858 年に、Schirmer による改訂版が出されている。異なった種類の時効に、統一的な法制度としての性格を付与しようとするものである³⁵⁾。

13 シュヴァネルト (Hermann Schwanert, 1823. 10. 22-1886. 8. 18)

シュヴァネルトは、1823 年、ブラウンシュバイクで生まれた。父 Johann は商人であった。ゲルマニストのゲルバー (Karl Friedrich Wilhelm Gerber, 1823. 4. 11-1891. 12. 23) と同年の生まれである。

1843 年に、同地のギムナジウムを卒業し、ゲッチングン大学で法律学の勉学を始めた。1846 年に、ゲッチングン大学の法学部で、賞をとった論文 (Enume-

35) Eisenhart, August Ritter von, Unterholzner, Karl August Dominikus, ADB 39 (1895), S. 319ff. 時効を統一的に扱うことは、日本法に親しみやすいが、ドイツ法では伝統的に消滅時効と取得時効は別扱いであり、普通法には訴権ごとに多様な時効があったのである。

ratio per universitatem successionum, quae exstant in iure Romano praeter hereditatem et bonorum possessionem, 1846) で、博士の学位をえた。すぐに、Wolfenbüttel で、国家試験に合格した。1848年に、ハビリタチオンを取得し、ゲッティンゲン大学でローマ法・教会法の私講師となった。

1851年に、プラハ大学から、ローマ法の正教授として招聘された。プラハでは、Burkard Wilhelm Leistの後任であり、さらにLeistがロシュトックからイエナに移動したことから、1853年に、ロシュトックにも招聘された。担当は、ローマ法と民法であった。1863年から、第一次国家試験の委員会に属した。1866年からは、大学の顧問、懲戒裁判所(Disciplinargericht)に属し、1871/72、1872/73の2回、学長をも勤めた。学長の時に、1870/71の統一戦争に加わった学生の記念碑の除幕をする機会をもった。大公(Friedrich Franz II)から、騎士勲章(Ritterkreuzes der Wendischen Krone)をうけた。Caroline (geb. v. Stein)と結婚した。

1874年に、ブレスラウ大学に招聘された。ここでは、枢密顧問官の肩書と、赤鷲勲章(Rother Adlerorden IV. Classe)をうけた。1886年にシレジアのBad Flinsbergで亡くなった。

19世紀の中葉の例にもれず、彼も歴史法学派に属する。Die Naturalobligationen des römischen Rechts, 1861; Die Compensation nach römischem Recht, Festschrift für P. E. Huschke, 1870がその代表作である。Scheurlの自然債務論(Naturalobligationen)を批判している(Krit. Vierteljahrschrift Bd. 6 [1861], S. 489ff.)。

彼自身は、どちらかという実務的な活動の傾向があったが、歴史的な手法についても擁護する立場をとった。1872年の学長就任講演(Das neue Reich und die Rechtswissenschaft)において、固有法の欠陥と法典編纂の必要性、新たな課題に対する法律学の共同作業について論じた。19世紀の末に、重要なモノグラフィーによって、民法のドグマを進展させた³⁶⁾。

36) Matthiaß, Schwanert, Hermann, ADB Bd. 54 (1908), S.269f.; Bibliotheca iuris (Werner Flume), 351.

14 フィッティング (Heinrich Hermann Fitting, 1831. 8. 27-1918. 12. 3)

フィッティングは、1831年、ライン・ファルツのMauchenheimで生まれた。17世紀まで遡る、ライン・ファルツの家系であった。父は、Johannes、母は、Katharina Christina (geb. Haumann)である。著名なゲルマニスト Otto Stobbe (1831. 6. 28-1887. 5. 19) と同年の生まれである。

ヴェルツブルク、ハイデルベルク (Karl Adolph von Vangerow に学ぶ)、エルランゲンの各大学で法律学を学んだ。1852年に、エルランゲン大学で、学位をえた (Über den Begriff von Haupt- und Gegenbeweis und verwandte Fragen, Erlangen 1853)。1852-54年、バイエルンで司法研修をうけ、1855年には、フランスの訴訟実務を学ぶために、パリに滞在した。

1856年に、ハイデルベルク大学でハビリタチオンを取得した (Über den Begriff der Rückziehung, 1856)。ハイデルベルク大学で私講師となり、1857年に、バーゼル大学で員外教授となり、翌年、ローマ法の正教授となった。ここで、モノグラフィイを書いた (Die Natur der Korrealobligationen, 1859 および Über das Alter der Schriften römischer Juristen von Hadrian bis Alexander, 1860)。1862年に、ハレ大学に招聘された。AcPに多くの論文を書き、編集にも関与し、ミッターマイールの死後は (Karl Joseph Mittermaier, 1867)、その中心となった。ハレでは、1902年までローマ法の、その後は民訴法と破産法の教授となった。

主著は、ローマ法に関するものであり、歴史的、包括的な文献的作業をなした (Das castrense peculium, Halle 1871)。民訴法のテキストも広く受け入れられたが (Lehrbuch des Zivilprozesses, 1878)、ローマ法の法史と文献史が、最大の専門領域である。彼は、ユスチニアヌスの皇帝法とポローニア学派のグロサトーレンの発生までのローマ法の継続的な適用を肯定する見解に立っている。ここで、彼は、Max Conratの見解との間で、対立し、この対立は現在にいたるまで解決されていない³⁷⁾。

Alter und Folge der Schriften Römischer Juristen von Hadrian bis Alexander,

37) Schmücking, Fitting, Heinrich Hermann, NDB 5 (1961), S.218; Stintzing-Landsberg III, 2, S.330; Bibliotheca iuris (Werner Flume), 243.

2. Aufl., 1908.

Glosse zu den *Exceptiones legum Romanorum* des Petrus, 1874.

Zur Geschichte der Rechtswissenschaft am Anfang des Mittelalters, 1875.

Juristische Schriften des frühern Mittelalters, 1876.

Über die Heimat und das Alter des sogenannten Brachylogus, 1880.

実定法にも関心があり、以下は、民事訴訟法と破産法のテキストである。

Der Reichs-Zivilprozeß, 6. Aufl., 1884.

Das Reichs-Konkursrecht, 2. Aufl., 1883.

15 マダイ (Karl Otto von Madai, 1809. 5. 29-1850. 6. 4)

マダイは、1809年、ハレ (Saale) 近くの Zscherben で生まれた。その名にもかかわらず、ハンガリーの出身ではなく、トランシルバニアのドイツ系貴族の一部がハンガリーに進出した家系の末裔である。ゲルマニストのベーゼラー (Beseler, 1809. 11. 9-1888. 8. 28) と同年の生まれである。

Thorn とポツダムのギムナジウムを出て、1828年に、ハレ大学で、最初神学を学んだが、じきに法律学に転じた。ローマ法学者ベルニスの影響であった。1830年に、ベルリン大学に移り、サヴィニーの講義を聞いた。懸賞論文 (*De vi publica et privata*, Halle 1832) で、金メダルを取得した。

1832年に、ハレ大学で学位をえた (*De stellionatu*)。ハピリタチオンを取得した後、ハレ大学の私講師となり、モノグラフィー (*Die Statuliberi des Römischen Rechts*, Halle 1834) を書いて、員外教授となった。1837年に、エストニアの Dorpat 大学の正教授となった。しかし、1843年に、大臣の Ouwaroff との意見の相違から、他の教授とともに免職となり、ベルリン大学で私講師となった。なお、この Dorpat 大学に赴任した先例としては、1819年のダベローがいる (Christoph Christian Dabelow, 1768. 7. 19-1830. 4. 27)。また、ローマ法文の翻訳で名高い Karl Eduard von Otto も、1832年から1858年、同大学の教授であった。

ロシアの大公女 Helene の勧めで、マダイは、ナッソーの若い公女の私設秘書をし、Wiesbaden の宮廷に仕えた。1845年に、公女が死亡した後、キール大学

の招聘をうけ、イエナ大学とロシュトック大学からの招聘は断った。デンマーク統治下のシュレスヴィッヒの支配権に関する論文 (Staats- und Erbrecht des Herzogthums Schleswig, Hamburg 1846) がある。

1848年に、国民運動の勃発により、フランクフルトに赴き (Vorparlamentの議員)、フランクフルト国民議会 (Nationalversammlung) では、ホルシュタインの代表となった。シュレスヴィッヒを連邦に統合する立場をとった。制憲議会において、連邦議会の改革も提案したが (Principien der Oeffentlichkeit und Verantwortlichkeit)、失敗した。議会の解散後は、ホルシュタインの代表として、フランクフルトに派遣された。

1849年、フライブルク大学 (バーデン) で教職に戻った。1849年、バーデンの五月革命で、臨時政府に宣誓をしなかったことから、その地を追われた。スイスとチロールに逃れたが、ギーセンに向かう途中、病気になり、1850年に、ギーセンで亡くなった。まだ、41歳であった³⁸⁾。

遲滞に関する論文が今日でも著名である。Die Lehre von der Mora, 1837.

普通法の民法やクールラントの債権法の著作がある。

Beiträge zur Dogmengeschichte des gemeinen Civilrechts, 1839.

Das Obligationenrecht Esth-, Liv- und Curlands (1841).

Sammlung der Rechtsquellen Liv-, Esth- und Curlands, 1842ff.

Theoretischpraktische Erörterungen aus den in Liv-, Esth- und Curland geltenden Rechten, 1839ff. (F. G. v. Bunge と共著)

ミュールンブルッフ (Christian Friedrich Mühlenbruch, 1785. 10. 3-1843. 7. 17) のパンデクテン・テキスト (Lehrb. d. Pandectenrechts nach d. Doctrina Pandectarum, 3 Bde., 1835) の公刊に寄与した。

16 ジルタナー (Wilhelm Girtanner, 1823-1861. 7. 28)

ジルタナーは、1823年に、Schneppenthalで生まれた。ゲルマニストのゲルバー (Karl Friedrich Wilhelm Gerber, 1823. 4. 11-1891. 12. 23) と同年の生まれで

38) Emil Julius Hugo Steffenhagen, Madai, Otto Karl von, ADB Bd. 20 (1884), S.29f.

ある。父は教師であった。

1841年から43年、ボン大学とイエナ大学で、哲学と文献学を学び、のちに法律学を学んだ。1844年から1847年には、ベルリン、ロシュトック、ハイデルベルクの各大学に移り、ハイデルベルク大学で、1847年に学位をえた。1848年に、ゴータで、国家試験に合格し、同年、イエナ大学で、ハビリタチオンを取得し、私講師となった。1850年に員外教授、1851年に陪審人となった。1853年に、キール大学で正教授となった。1861年に、キールで亡くなった。保証や契約の拘束力に関する以下の著作がある。また、全ドイツで使われていたプフタのパンデクテン・テキストを事例によって説明する試みをしている³⁹⁾。

Die Bürgerschaft, 1850/51, 2 Abth.

Die Stipulation und ihr Verhältniß zum Wesen der Vertragsobligation, 1859.

Rechtsfälle zu Puchta's Pandekten, 1852, (4. Aufl. 1869).

17 ベッカー (Ernst Immanuel Bekker, 1827. 8. 16-1916. 6. 299)

ベッカーは、1827年にベルリンで生まれた。ハイデルベルク大学で法律学を学び、そこでは、学生団体 Corps Saxo-Borussia に属した。その後、裁判官となったが、1853年に、ハレ・ヴィッテンベルク大学において、ローマ法で教授資格・ハビリタチオンを取得した。1855年に、そこで員外教授となった。1857年に、正教授としてバルト海沿岸のグライフスヴァルト大学に招聘された。

1874年に、彼は、かつてティボー (Anton Friedrich Justus Thibaut, 1772. 1. 4-1840. 3. 28) のいた講座の後任として、ハイデルベルク大学に招聘された。1886年に、ハイデルベルク大学の学長代理となった。ローマ法の研究とともに、法哲学と自然法に関する論文を書き、バイエルンの学術アカデミーの会員となった。1899年に、ハイデルベルクの名誉市民となった。1908年に、名誉教授となり、1916年に、ハイデルベルクで亡くなった⁴⁰⁾。

39) Steffenhagen, Girtanner, Wilhelm, ADB 9 (1879), S.191; Bibliotheca iuris (Werner Flume), 267.

40) Dietrich Lang-Hinrichsen, Bekker, Ernst Immanuel, NDB, Bd 2, 1955, S.25; Dagmar Drüll, Heidelberger Gelehrtenlexikon (1803-1932), 1986, S.16f.

以下の業績がある。

Die prozessualische Konsumption, 1853.

Von deutschen Hochschulen Allerlei: was da ist und was da sein sollte, 1869.

Das Recht des Besitzes bei den Römern, 1880.

System des heutigen Pandektenrechts, 1886-1889.

Recht muss recht bleiben, 1896.

Die Reform des Hypothekenwesens als Aufgabe des norddeutschen Bundes, 1867.

Das Völkerrecht der Zukunft, Heidelberg 1915. (Sitzungsberichte der Heidelberger Akademie der Wissenschaft - phil.-historische Klasse, 3).

ベッカーは、形成権概念の発展には一役をかっており、チーテルマンの rechtliches Können、クローメの Gegenrecht に対し、消極的権利 (negatives Recht) という語を提唱している。形成権という命名をしたのは、周知のとおり、ゼツケルであった⁴¹⁾。

Die Aktionen des römischen Privatrechts, 1871/1873, S.1ff.

System des heutigen Panektenrechts, Bd.1, 1886, S.76ff.

System und Sprache des Entwurfes eines BGB, 1888 (Neud.1974), S.29ff.

18 カルロヴァ (Otto Karlowa, 1836. 2. 11-1904. 1. 8)

カルロヴァは、1836年に、Bückerburgで生まれた。コンメンタールで著名なシュタウディングァー (Julius von Staudinger, 1836-1902. 1. 1) と同年の生まれである。

Wolfenbüttelのギムナジウムに通い、ゲッチンゲン大学で、法律と歴史を学び (Franke, Briegleb, Hermann Thöl, Waitz など)、ベルリン大学とイェナ大学でも学んだ。1859年に、第一次国家試験に合格し、1862年に、ボン大学で学位とハビリタチオンをえた。1867年に、グライフスヴァルト大学で正教授となり、1872年に、ハイデルベルク大学に移籍。1902/03に定年となり、1904年に、ハ

41) 拙著・民法の体系と変動 (2012年) 9頁注12、52頁参照。

イデルバルクで亡くなった。

歴史法学派の末裔であるが、19世紀の解釈学の論争に参加し、その主著も、解釈学を対象としている。そのテーマは、新しい解釈学の論点を扱っているが、比較的保守的な立場をとっている。彼によれば、ローマ法と現代法の関係はきわめて密接とされる⁴²⁾。次の法律行為に関する著作が有名である。

Das Rechtsgeschäft und seine Wirkung, 1877, 282 S.

1. Der Begriff des Rechtsgeschäfts, 2. Die Vertragserrichtung, 3. Prüfung verschiedener Arten von Rechtsgeschäften in Bezug auf die Erfordernisse ihrer Existenz und ihrer Wirkungskraft, 4. Stellvertretung und Rechtsgeschäfte im eigenen Namen, die in eine fremde Rechtssphäre eingreifen, 5. Einfluss von Bedingung und Zeitbestimmung auf Existenz und Wirksamkeit des Rechtsgeschäfts, 6. Ungültigkeit der Rechtsgeschäfte, 7. Die Kriterien des rechtsgeschäftlichen Willens.

法史学者としても著名であり、Römische Rechtsgeschichte, I.Staatesrecht und Rechtsquellen, II.Privatrecht, Civilprozess, Strafrecht und Strafprozess, 1885/92がある。

19 ヘルダー (Eduard Otto Hölder, 1847. 11. 27-1911. 4. 14)

ヘルダーは、1847年、バーデン王国のシュトゥットガルトで生まれた。南ドイツの生まれであるが、プロテスタントであった。のちに、ライプツヒ大学で同僚となる Otto Mayer (1846. 3. 29-1924. 8. 8) の生まれた翌年であった。

チュービンゲン大学で法律学を学んだ。私講師となることなく、1872年に、チューリッヒ大学で、ローマ法の正教授となった。1874年に、グライフスヴァルト大学、1888年に、エルランゲン大学、1893年に、ライプツヒ大学の教授となり、最後までそこにとどまった。ライプツヒ大学では、ヴィントシャイトの講座を引き継いだ。その法学部では、3回、学部長をした(1897/98, 1902/03, 1910/11)。1909/10には、学長となった。1911年に保養地のBaden-Badenで亡

42) Bibliotheca iuris (Werner Flume), 296; PND: 116055723.

くなり、その墓は、ライプチヒのSüdfriedhofにある⁴³⁾。

パンデクテンや人に関する業績は、今日でも意味をもっている。

Pandekten. Allgemeine Lehren, mit Rücksicht auf den Civilgesetzentwurf, 1891.

Natürliche und juristische Personen, 1905.

2002年には、著書Kommentar zum allgemeinen Theil des Bürgerliches Gesetzbuchs, 1900が復刻された。

20 モール (Robert von Mohl, 1799. 8. 17-1875. 11. 5)

モールは、1799年、南ドイツのシュトゥットガルトで生まれた。国法学者であり、また、政治家でもあった。1848年のフランクフルト国民議会の議員、ライヒ議会の議員をした。1827年から1846年の間、チュービンゲン大学で、国法学の教授であった。法治国家(Rechtsstaat)の概念を体系化し、広く一般化した功績がある。専制君主が恣意的な支配をするアリストテレス的な警察国家(Polizeistat)に対し、統治権の行使に法秩序の制限を課し、国家の目的を国民の生活の発展に向けるものとする。

その後、シュタール(Friedrich Julius Stahl, 1802-61)は、「法治国家」概念をもって、国家の活動の制限手段とした。ドイツでは、この方向が一般的となり、とくに行政権の法律による拘束を意味するものとなった。たとえば、O・マイヤーである。イギリス的な法の支配や基本権の保護よりは、形式的な意味のものとなっている。議会による国家法のみが国家機関を拘束し、国民の権利の侵害も、行政権ではなく、立法と法律に留保されるとする⁴⁴⁾。

著名な公法学者であり、本稿では、あまり立ち入る必要はないであろう。

21 マンドリー (Johann Gustav Karl von Mandry, 1832. 1. 31-1902. 5. 30) につ

43) Professorenkatalog der Universität Leipzig; Rektoren und Dekane der Universität Leipzig 1409-1947; Bibliotheca iuris (Werner Flume), 281.

44) Angermann, Mohl, Robert von, NDB 17 (1994), S.692f.; Marquardsen, Mohl, Robert von, ADB 22 (1885), S.59, 745.

いては、法実務家でふれた（本誌12巻2号47頁参照）。

22 フェーリング (Friedrich Heinrich Theodor Hubert Vering, 1833-1896)

フェーリングは、1833年に生まれた。わがくにで著名なロエスレル (Karl Friedrich Hermann Roesler, 1834-94) の生まれた前年の生まれである。

ボン、ハイデルベルク大学で学んだ。1856年に、ハイデルベルク大学で学位をえて、講義を開始した。ローマ法とカノン法で講義資格 (venia legendi) を取得し、Czernowitz 大学で正教授となった (エールリッヒは1897年から同大学教授)。同大学の民法学者では、エールリッヒのほかに Emil, Schrutka von Rechtenstamm (1852-1918) が著名である (PND 117106984)。その後、プラハ大学に移った。1896年に亡くなった。

ローマ法の内的および外的な歴史 (äussere und innere Geschichte) を統一し、ローマ法の歴史とドグマを記述し、民訴法と訴権についてもふれた。全体を概観しながら、それに反する個別の論争やヴィントシャイトの著作についてもふれている。著作の順序は、ザクセン式である。今日では、カノニストとして著名である⁴⁵⁾。

Geschichte und Pandekten des römischen und heutigen gemeinen Privatrechts, 4.Aufl., 1875. 815 S.

1. Allgemeine Lehren
2. Dingliche Rechte
3. Das Obligationenrecht
4. Das Familienrecht
5. Das Erbrecht

なお、Carl Vering (1871.2.6-1955.6.15) との関係は、明確ではない。

23 フォイクト (Moritz Voigt, 1826. 9. 10-1905. 11. 6)

(1) フォイクトは、1826年にライプツヒで生まれた。ローマ法学者の Val-

45) Bibliotheca iuris (Werner Flume), 372. Vgl. Stinzing und Landsberg, III 2 (Noten), S.255.

entin Puntschart (1825. 2. 7-1904. 4. 7) の生まれた翌年であった。1845年に、ライプチッヒの Thomasschule を卒業し、1845年から1852年まで、ライプチッヒ大学で、法律学を学び、ライプチッヒの学生団体 Corps Saxonia に属した。1852年に、学位をえた (De fetialibus populi Romani quaestionis specimen)。1853年に、論文 De caussa hereditaria inter Claudios Patricios et Marcellos acta, quam commemorat Cic. de orat. I, 39 によって、ハビリタチオンを取得した。

1853年に、ライプチッヒで、弁護士と公証人となったが、1853年から1862年の間、ローマ法の私講師をして、1862年から1876年の間、員外教授、1876年から1894年の間は、正教授であった。ライプチッヒの、ザクセン王国の学術協会の会員となった (Königliche Sächsische Gesellschaft der Wissenschaften zu Leipzig)。また、アルブレヒト勲章騎士会員 (Ritter des Albrechts-Ordens)、ザクセンの功労勲章をうけた。1905年に、ライプチッヒで亡くなった⁴⁶⁾。

以下の、ローマ法に関する業績がある。

Die Lehre vom jus naturale, aequum et bonum und ius gentium der Römer (1856)

Über das legis regiae (1876/77)

Über die Clientel und Libertinität (1878)

Über das Vadimonium (1881)

Römische Rechtsgeschichte (1892 1902)

Das ius civile und ius gentium der Römer / Moritz Voigt

Aalen: Scientia, 1966. - (Das ius naturale, aequum et bonum und ius gentium der Römer / Moritz Voigt; Bd. 2).

危険負担では、履行擬制説によっている (債権者主義)。Voigt, Das strictum jus und aequum et bonum der Römer, III-2, S.650, 875f. 類似の見解は、プフタやモムゼンの初期の主張にもみられる (Mommsen, Die Unmöglichkeit der Leis-

46) Leipzig, Professorenkatalog (http://uni-leipzig.de/unigeschichte/professorenkatalog/leipzig/Voigt_1361) に、Voigt の簡単な紹介がある。また、Johann Friedrich Voigt (1806. 8. 26-1886. 5. 22) は、ライヒ高等商事裁判所判事である。Vgl. Voigt, F. Johann Friedrich Voigt, ADB 54 (1908), S.755. 両者の関係は不明である。

tung, Beitrage zum Obligationenrecht, I, 1853, S.331.)。これにつき、危険負担の研究(1995年)339頁注24参照。

(2) なお、地域史家のヴォイクト(Albin Ernst Voigt, 1845.3.1-1886.2.21)は、1845年に、ザクセンのZwickauで生まれた。ここは、音楽家のR・シューマン(1810-56)の生地でもある。1862年から66年の間、ライプツヒ大学で、法律学を学び、1866年に、第一次国家試験に合格して、司法研修を行った。1871年に、第二次国家試験に合格し、1872年からは、試補としてライプツヒの区裁判所で勤務した。1875年から1881年まで、Mittweidaの市長となった。Annabergの市長ともなり、1885年に、地域の歴史協会(Geschichtsverein)を創設し、活動し、ザクセン・第二ラント議会の議員もした。1886年に、ドレスデンで亡くなった。

24 ストローハル(Emil August Strohal, 1844.12.31-1912.6.6)

ストローハルは、1844年に、インスブルック近郊のBirgitzで生まれた。グラーツのギムナジウムを出て、グラーツ大学とウィーン大学で学び、1867年に、グラーツ大学で学位をえた。弁護士となり、実務のかたわら、研究者となった。1875年にハビリタチオンを取得し(Zur Lehre vom Eigentum an Immobilien, Graz 1876、オーストリアの不動産登記法の研究)、1877年に、グラーツ大学で員外教授、1881年に正教授となった。1892年に、イェーリングのあとをうけて、ゲッチンゲン大学の後任となったが、1894年に、ライプツヒ大学に転じた。Johann Emil Kuntzの後継であった。ベルリン大学のTitzeは、この時代の弟子である。

ライヒ大審院のあるライプツヒで、立法や法実務と密接な関係をもち、1892年から、イェーリング雑誌の共同編者となった。プランクのコメンタールの編者もしている。1914年に、ライプツヒで亡くなった⁴⁷⁾。

1900年に発効したBGBの相続法に関する初めての包括的、体系的なモノグラフイーを著した。Das deutsche Erbrecht auf Grundlage des Bürgerlichen

47) Bibliotheca iuris (Werner Flume), 360; Wenger, Emil Strohal. 1915.

Gesetzbuches, 3. Aufl., 1903/04.

オーストリアの登記法の編纂に係わり、所有者抵当 (Eigentümerhypothk) の研究で知られた。

Transmission pendente conditione (Graz 1879)

Die Prioritätsabtretung nach heutigem Grundbuchrecht (Graz 1880)

Die Eigentümerhypothek im österreichischen Recht 1883

Succession in den Besitz nach röm. und heutigem Recht (Graz 1885)

Der Sachbesitz nach dem Bürgerl. Gesetzbuch (Jena 1897)

25 ウェーバー

(1) 法律家で著名なウェーバーは、歴史上、3人いる。ドイツ民法典制定に関しては、民法制定の第一委員会において、ザクセンを代表した Anton von Weber (1817-1888.2.8; Dresden 高裁判事) がいる。ザクセン法の専門家であり、1888年に死亡した。法実務家に属する。

このウェーバーは、1817年に、ドレスデンで生まれた。父も、ザクセンの法律家で、教会法の権威であり、のちに宗務局長 (Konsistorialpräsident, Karl Gottlob von Weber) となった。ライプツヒ大学とベルリン大学で法律学を学んだ。裁判官となり (Bautzen と Tharandt)、ドレスデン控訴裁判所 (Appellationsgericht) の裁判官、長官ともなった。さらに、ドレスデンの上級控訴裁判所 (Oberappellationsgeticht、これは、1879年の司法改革で、高裁となった) の所長となった。彼は、長くザクセンで立法にも携わったことから、1874年に、民法典制定の準備委員会、第一委員会の委員となった。1888年に、ベルリンで亡くなった。後任は、Rügerであった⁴⁸⁾。

(2) さらに、2人いる。

① I・ウェーバー (Immanuel Weber, 1659.9.23-1726.5.7) は、トマジウス (Christian Thomasius, 1655-1728) とほぼ同年の生まれである。本稿では立ち入らない。

48) Jakobs und Schubert, Materialien zur Entstehungsgeschichte des BGB - Einführung, Biographien, Maerialien, 1978, S.86.

② A・ウェーバー (Adolf Dietrich Weber, 1753.6.17-1817.11.18) は、1753年に生まれた。アルント (Friedrich Arndts, 1753.9.22-1812.2.8) と同年の生まれである。

イエナとロシュトック大学で学び、1784年に、キール大学で員外教授となった。1786年に、正教授となった。1791年に、ロシュトック大学に戻った。

彼の著作は、ローマ法とゲルマン法、さらには法実務にも詳しいものとして、著名であった。ちょうど18世紀の古い民法と19世紀のパンデクテン法学の中間に位置している⁴⁹⁾。

Systematische Entwicklung der Lehre von der natürlichen Verbindlichkeit und deren gerichtlichen Wirkung, 4. Aufl., 1811.

ヘップナー (Ludwig Julius Friedrich Höpfner, 1743.11.3-1797.4.2) の著作を改定し、注をつけた (1803年)。

Theoretisch praktischer Commentar über die Heineccischen Institutionen nach der neuesten Ausgabe, 8. Aufl. (berichtigt, auch mit Anmerkungen und Zusätzen vermehrt von Adolph Dietrich Weber), 1833.

ほかにも、以下のものがある。

Systematische Entwicklung der Lehre von der natürlichen Verbindlichkeit und deren gerichtliche Wirkung. Mit einer vorläufigen Berichtigung der gewöhnlichen Theorie der Verbindlichkeit überhaupt. 3 Teile (in 1 Bd), 1784/87.

Versuche über das Civilrecht und dessen Anwendung. Der kleinern Schriften des Verfassers zweite durchgängig verbesserte und vermehrte Ausgabe, 1801.

Ueber die Prozeßkosten, deren Vergütung und Compensation, 1788.

26 フィッシャー (Otto Fischer, 1853.3.30-1929.12.1)

(1) フィッシャーは、1853年に、ドイツ西部のLüdenscheid (Nordrhein-Westfalen, Sauerland) で生まれた。弁護士の父の影響をうけて、ライプツヒヒ、ボン、

49) Bibliotheca iuris (Werner Flume), 375.

ハイデルベルク、マールブルクの各大学で法律学を学んだ。マールブルク大学で、1873年に、第一次国家試験に合格し、1875年に、学位をえた。プロイセンで実務研修を行い第二次国家試験に合格し、グライフスヴァルトで区裁判官、ついでシュテッチンの高裁の補助裁判官となった。1881年に、グライフスヴァルト大学で、民訴法、プロイセン民法でハビリタチオンを取得し、1883年に員外教授となった。1890年に、シレジアのブレスラウ大学に招聘された。1909/10年、学長となった。1895年から1918年、ブレスラウ大学で、裁判官のための学術顧問(akademischer Rat)となった。

1878年に、Katharina (geb.Hörling, 1853-1926)と結婚し、2男3女をえた。1929年に、ブレスラウで亡くなった。ベルリン大学のHeymann, Titzeは、彼の弟子である。イエナ大学からのちにベルリン大学に移ったHedemannも、ブレスラウ時代に、彼の教えをうけているなど、その人脈は大きい。

民法、ローマ法、ローマ民訴法などをおもな対象とし、その手法は、ヴィントシャイト的な19世紀後半のパンデクティスティークを受け継いでいる。ただし、一面的な概念法学に陥ることなく、実務的な感覚を維持している。宗教的にはカトリック、政治的には、官僚国家主義であり、ワイマール共和国の議会制民主主義とは対立的であった⁵⁰⁾。彼自身は、ナチスの時代の前に亡くなったが、その弟子には、ナチスの思想に流される者が続出した。

以下の業績がある。

Lehrbuch des preußischen Privatrechts, 1887.

Lehrbuch des deutschen Zivilprozeß- und Konkursrechts, 1918.

Bürgerliches Gesetzbuch, Handausgabe, 1896; 14. Aufl. 1932, (hrsg. von Heinrich Titze). Wilhelm von Henle などとの共著である。

Selbstbiographie, Die Rechtswissenschaft der Gegenwart in Selbstdarstellung I, 1924, S.124ff. (詳細な業績一覧がある)。

50) Kiefner, Fischer, Otto, NDB 5 (1961), S.202f.; Richard Schott, Jherings Jahrbücher für die Dogmatik des bürgerlichen Rechts, Bd. 44 (1930), S.Iff.; Festschrift für Helmut Kollhossler zum 70. Geburtstag (Recht und Risiko), Band 1, (hrsg. von Helmut Kollhossler, Reinhard Bork, Thomas Hoeren, Petra Pohlmann), 2004, S.579ff.

(2) フィッシャーは、民法・民訴法叢書を編集し、その中には、かなりの重要文献が収録されている (Abhandlungen zum Privatrecht und Zivilprozeß des Deutschen Reiches = APZ in zwanglosen Heften hrsg. von Otto Fischer)。出版は、おもに Beck 書店であり、彼は、今日では、この叢書の編者として知られている。

たとえば、以下のものがある。Ungerechtfertigter Vollstreckungsbetrieb: ein Beitrag zur Lehre von den Vollstreckungsgrundlagen / von James Goldschmidt, 1910. (APZ Bd. 20, Heft 3).

Die Theorie der Willenserklärungen / von Ernst Jacobi, 1910. (APZ Bd. 20, Heft 2).

Die Rechtswidrigkeit: mit besonderer Berücksichtigung des Privatrechts / von Hans Albrecht Fischer, 1911. (APZ Bd. 21, Heft 2).

Der Prozeßvergleich / von Heinrich Lehmann, 1911. (APZ Bd. 22, Heft 1).

Zwangsvollstreckung gegen fremde Staaten und Kompetenzkonflikt: im Anschluss auf den Fall Hellfeld / rechtsgutachten von Brie, O. Fischer, Fleischmann, 1910. (APZ Heft 23).

Entgeltliche Geschäfte / von Paul Oertmann, 1912. (APZ Bd. 23; Hft. 3).

Die Rechtshandlungen im engeren Sinne: Eine Untersuchung auf dem Gebiete des deutschen bürgerlichen Rechts / von Peter Klein, 1912. (APZ Bd. 25, Heft 2).

Urteilswirkungen außerhalb des Zivilprozesses / von Georg Kuttner, 1914. (APZ Bd. 26, Hft. 3).

Schuld und Haftung im geltenden Recht / von Georg Buch, 1914. (APZ Bd. 28; Heft 1).

27 ゾイフェルト①②

ゾイフェルトという法学者には、2人の著名人がいる。

(1) ゾイフェルト (① Johann Adam Seuffert, 1794-1857) は、ヴェルツブルク大学で学び学位を取得した。そして、Heise と Hugo のもとでハビリタチオン

を取得した。ヴュルツブルク大学で、1817年に員外教授となり、1819年に正教授となった。

ゾイフェルトは、彼のパンデクテン・テキストにおいて、パンデクテン法学を法実務に適合させようとした。そのテキストは、明確性と簡潔、実務的な利用可能性と学問的な明白性の結合に成功している⁵¹⁾。

Praktisches Pandektenrecht, 3 Bde., 3. Aufl., 1852.

Gesammelte rechtswissenschaftliche Abhandlungen. Erlangen, Palm & Enke, 1837. IV, 180 S.

(2) もう1人のゾイフェルト(② Lothar Georg Thomas von Seuffert, 1843-1920)はギーゼン大学教授で、ドグマ史の業績がある。契約法の諾約性と発展の研究で著名である⁵²⁾。Zur Geschichte der obligatorischen Verträge, 1881. 個別の研究では、Über die Wirkung eines vertragsmäßigen Cessionsverbotes, AcP 57 (1874), 105.

また、ドイツ民法典草案の債権法の研究がある。Die allgemeinen Grundsätze des Obligationenrechts in dem Entwurfe eines Bürgerlichen Gesetzbuches für das Deutsche Reich, 1889.

(3) ほかに、③ Johann Michael von Seuffert (1765-1829)は、ヴュツブルク司教領の大臣をした法律家であり、④ Georg Karl von Seuffert (1800-1870)、⑤ Ernst August Ritter von Seuffert (1829-1907)は、ミュンヘン大学の民法学者、⑥ Walter Seuffert (1907-1989)は、法律家、政治家、財政専門家、⑦ Hermann Seuffert (1836-1902)は、刑法学者である⁵³⁾。

なお、Seuffert Archiv という雑誌もある⁵⁴⁾。

51) Bibliotheca iuris (Werner Flume), 354; Zelger, Johann Adam Seuffert, NDB 24 (2010), S.279ff.

52) これにつき、契約における自由と拘束(2008年)7頁注21、39頁参照。

53) Bibliotheca iuris (Werner Flume), 355. いちいち立ち入らないが、もっとも著名な Heigel, Georg Karl von Seuffert, ADB 34 (1892), S.53ff.

54) Seufferts Archiv für Entscheidungen der obersten Gerichte in den deutschen Staaten (1. 1847-98. 1944). さらに、Seufferts Blätter für Rechtsanwendung (72. 1907-78. 1913) という雑誌もあるが、どのSeuffertと関連するのかは必ずしも明確ではない。

